

# 鎌倉市こども計画

(第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン)

(中間とりまとめ)

令和7年〇月  
鎌 倉 市





## 目次

第1章	計画の策定にあたって	6
1	計画策定の背景	6
2	法令等の根拠	6
3	計画の期間	7
4	計画の位置づけ	8
5	計画の策定体制	9
	(1) 市民ニーズ調査の実施	9
	(2) 鎌倉市子ども・子育て会議の開催	9
	(3) パブリックコメントの実施	9
第2章	本市の子ども・子育てを取り巻く現状	10
1	鎌倉市の状況	10
	(1) 人口の状況	10
	(2) 世帯の状況	12
	(3) 出生の状況	14
	(4) 就業の状況	16
	(5) 教育・保育サービス等の状況	17
	(6) 放課後児童クラブ（子どもの家）の状況	19
	(7) その他の状況	20
2	アンケートからみる鎌倉市の状況	25
	(1) 鎌倉市子ども計画の策定に向けたアンケート調査概要	25
	(2) 鎌倉市子ども計画の策定に向けたアンケート調査結果（子ども（小学6年生～高校生等）本人）	27
	(3) 鎌倉市子ども計画の策定に向けたアンケート調査結果（就学前児童の保護者）	36
	(4) 鎌倉市子ども計画の策定に向けたアンケート調査結果（小学生から高校生等の保護者）	49
第3章	計画の基本的な考え方	52
1	基本理念	52

2	計画の視点.....	53
	【SDGs未来都市】.....	53
	【鎌倉市共生社会の実現を目指す条例】.....	54
	【子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例】.....	56
3	計画の体系.....	57
	本計画における体系について.....	57
	体系図.....	58
第4章	施策の展開.....	59
第5章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見 込み（事業のニーズ量）と確保方策（事業の提供体制）.....	60
1	提供区域の設定.....	60
	（1）幼児期の教育・保育事業.....	60
	（2）地域子ども・子育て支援事業.....	61
2	教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の 見込みの考え方.....	61
3	目標人口.....	61
4	幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	62
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	63

## 1 計画策定の背景

日本のこどもたちを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されて9年が経ちますが、家庭問題や地域社会の結びつきの希薄化、子育て家庭の孤立、ニートなどの就業に関する問題は未だ解決すべき課題として残っています。また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルや情報過多といった新たな問題、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、そして、各種格差の拡大などの問題も発生しています。

令和5年（2023年）4月に施行されたこども基本法は、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を含む基本法として、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年（2023年）4月には、こどもとこどものある家庭に対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しています。そして、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されています。

また、本市では令和2年（2020年）3月に、すべてのこどもが大切にされ、のびのびと自分らしく育つことができるように支援するため、基本理念、基本となる施策等、必要事項を定める「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」を施行しました。この条例では、市は、こども、子育てに関わる方々、地域社会と連携し、一体となってこどもの育つ環境を整えていくことを定めており、この条例の理念に基づく施策の推進が重要です。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向等を踏まえ、「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の計画期間が終了することに伴い、こども基本法等に基づいた、こども施策に係る計画を一体的に策定するものです。

## 2 法令等の根拠

本計画は、鎌倉市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」に該当するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。そして、計画の一

部において、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」を包含するものです。

なお、第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプランまでは「母子保健計画」も含めた計画として策定しましたが、令和5年（2023年）3月22日に「成育医療等基本方針」の変更が閣議決定されたことに伴い、「母子保健計画」の策定を国が市町村に求めた通知が廃止されました。そして、令和6年度を初年度とする「成育医療等に関する計画」を策定することが施策推進のための一つの方策として示されました。これを踏まえ、本計画では「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」で示された母子保健分野の内容を含めた計画として策定しました。

### 3 計画の期間

計画を構成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

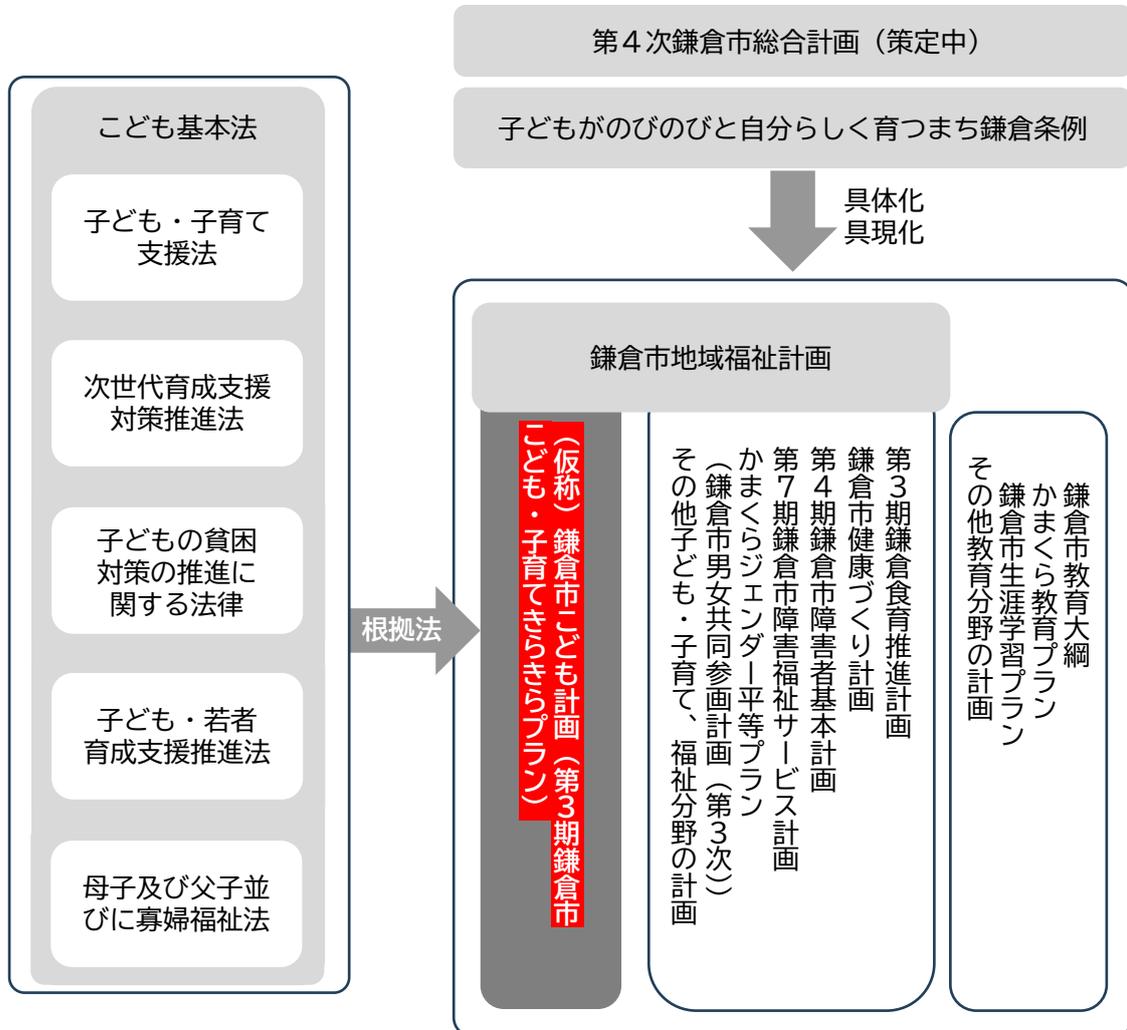
また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画期間

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
(仮称) 鎌倉市こども計画 (第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン)				

## 4 計画の位置づけ

市政の最上位計画である「第4次鎌倉市総合計画（策定中）」の部門計画として策定し、策定に当たっては、国・神奈川県が策定や策定中の関連計画を勘案するとともに、市の各種計画等との整合・連携を図っています。



## 5 計画の策定体制

### (1) 市民ニーズ調査の実施

令和6年(2024年)1月～2月に、こども自身を含めた市民の方のこども・子育てに関する考えや意見を聞き、調査結果を計画策定を進める上での基礎資料として活用するために「鎌倉市（仮称）鎌倉市こども計画（第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン）の策定に向けたアンケート調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
ア 小学6年生から高校生等	郵送による配布・回収、WEBによる調査	3,000通	1,424通	47.5%
イ 就学前児童の保護者		3,000通	1,554通	51.8%
ウ 小学生から高校生等の保護者		3,000通	1,585通	52.8%

### (2) 鎌倉市子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こども・若者を取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「鎌倉市子ども・子育て会議」において、計画策定に関し必要な事項の協議検討を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

令和●年●月●日～●月●日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

# 第2章

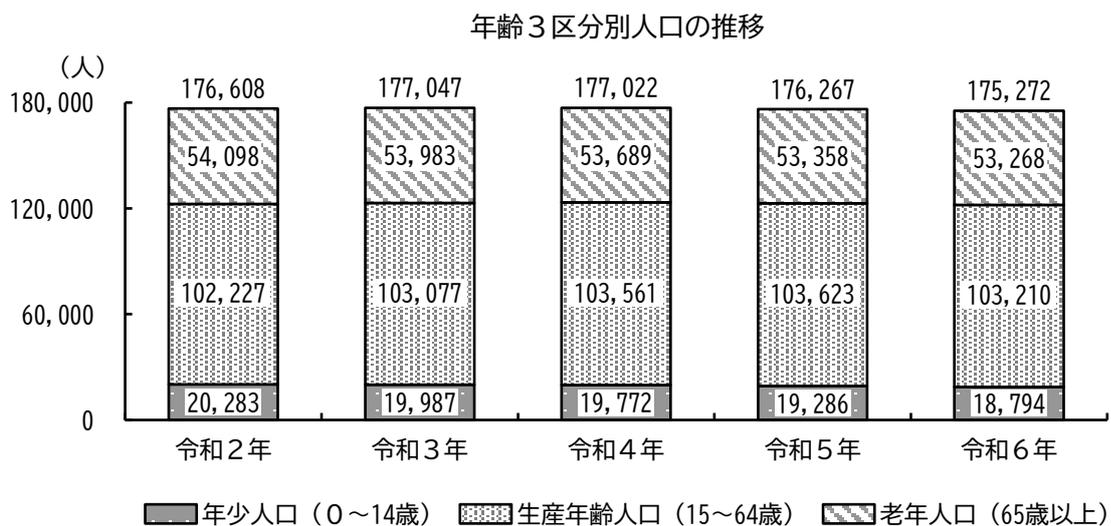
## 本市のこども・子育てを取り巻く現状

### 1 鎌倉市の状況

#### (1) 人口の状況

##### ① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は令和3年（2021年）でやや増加したものの、翌年以降から徐々に減少し、令和6年（2024年）で175,272人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）と老年人口（65歳以上）が減少しています。

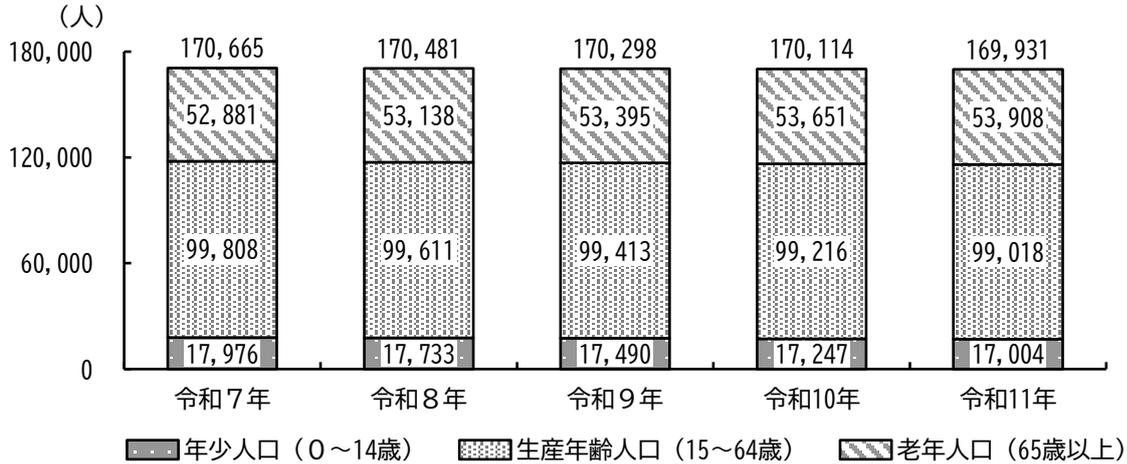


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

## ② 年齢3区分別目標人口

本市の今後5年間の目標人口をみると、年少人口、生産年齢人口は減少しているのに対し、老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢3区分別人口の推移

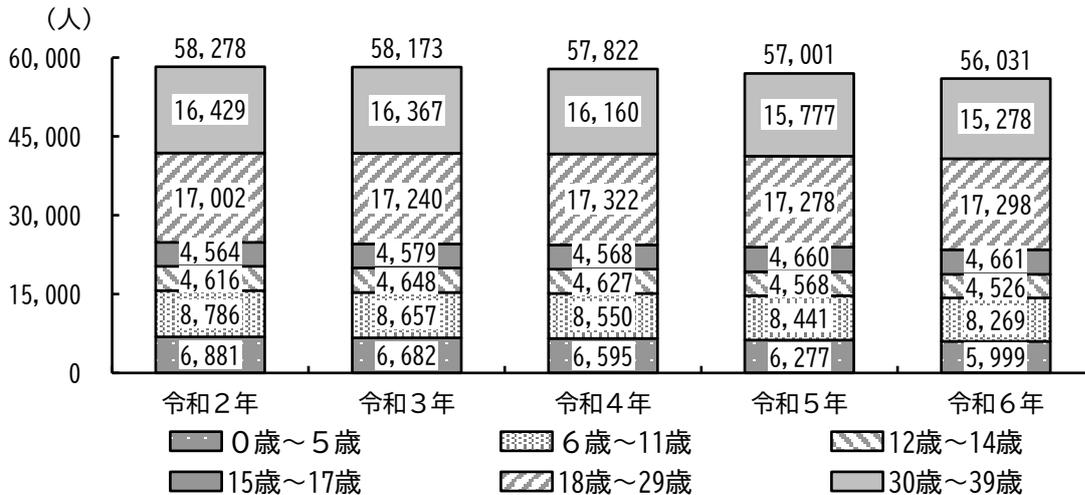


資料：新たな総合計画策定に向けた人口推計結果（企画課）

## ③ こども・若者人口の推移

本市のこども・若者の人口推移をみると、令和2年（2020年）から徐々に減少しており、令和6年（2024年）には56,031人となっています。また、特に0～5歳の減少率が高くなっています。

こども・若者人口の推移

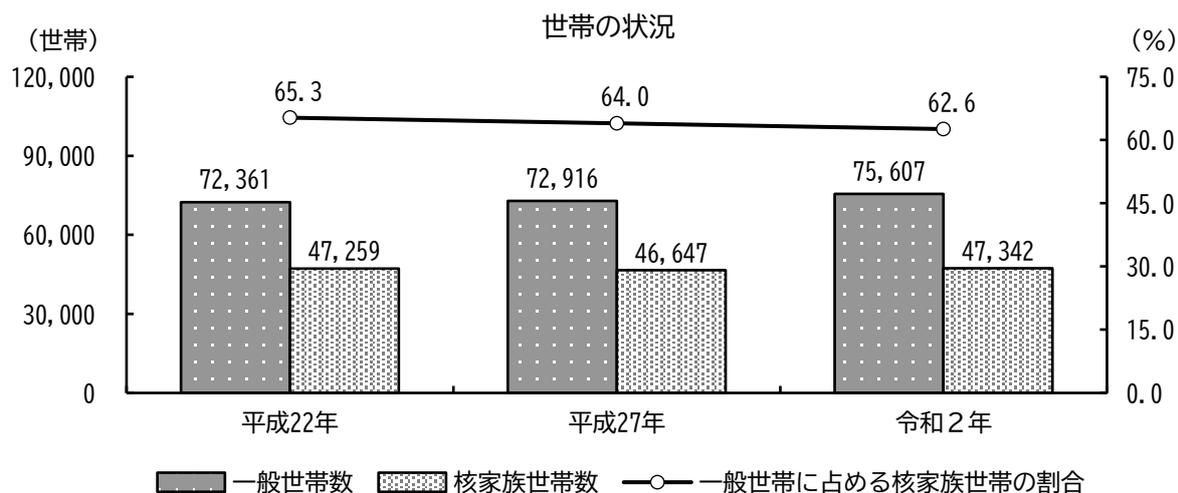


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

## (2) 世帯の状況

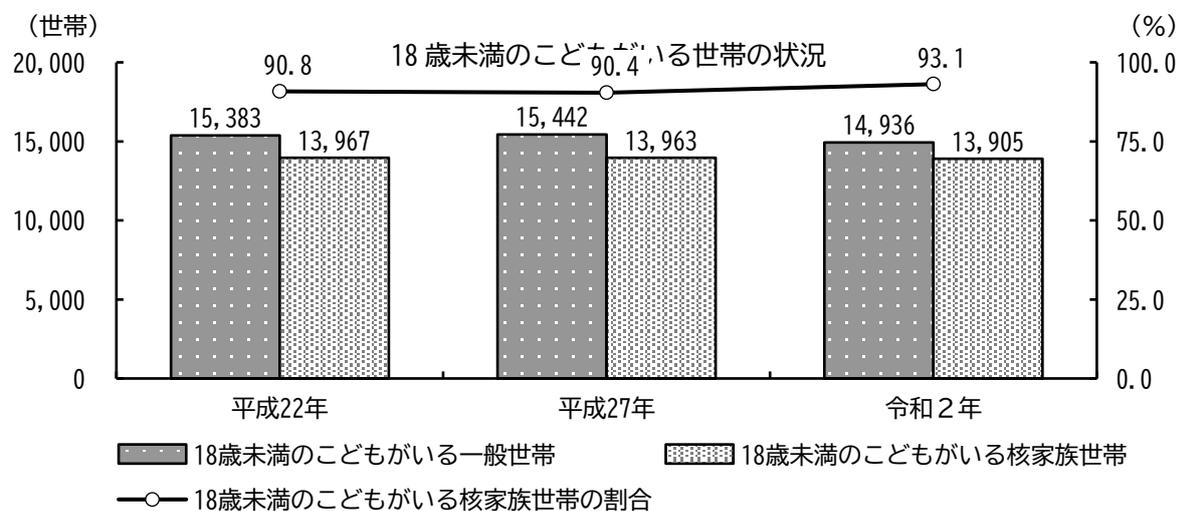
### ① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の一般世帯（核家族世帯、3世代世帯、単独世帯など）数は増加傾向にあり、核家族世帯数は平成22年（2010年）から横ばいで令和2年（2020年）では47,342世帯となっています。また、核家族世帯の割合は減少傾向にあります。



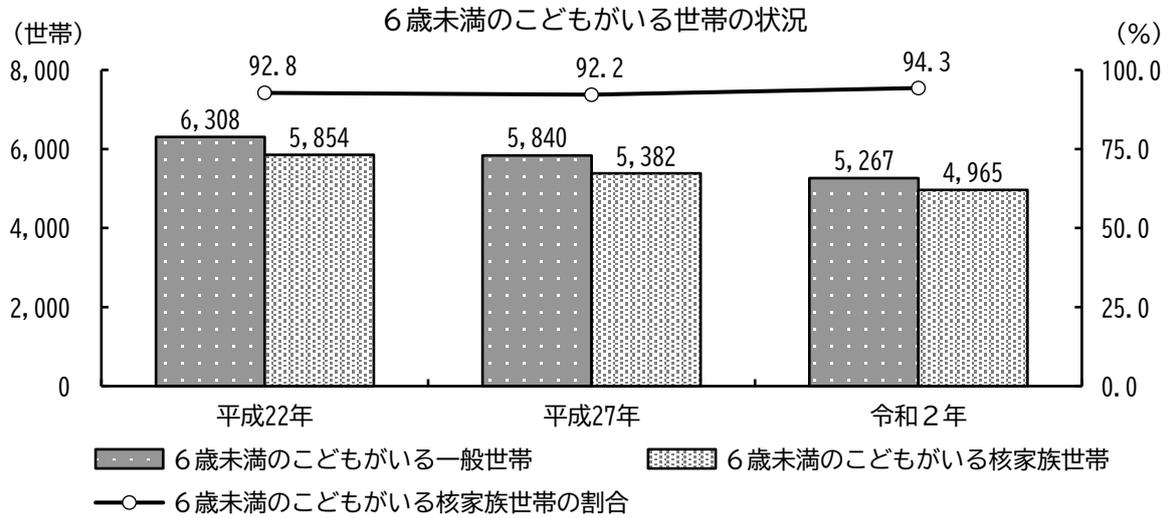
### ② 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年（2024年）で14,936世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は9割を超えています。



### ③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

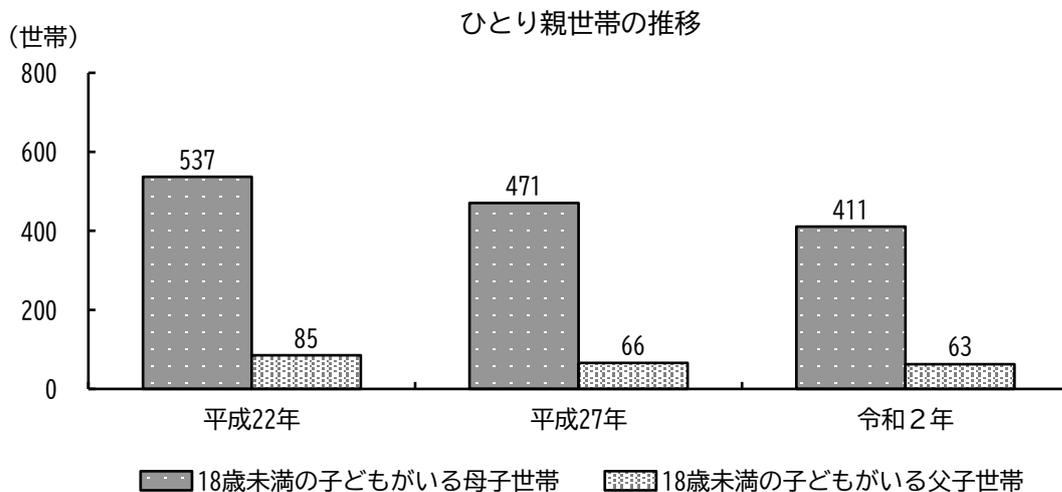
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年(2020年)で5,267世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は9割を超えています。



資料：国勢調査

### ④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯、父子世帯は年々減少しており、令和2年(2020年)で18歳未満の子どもがいる母子世帯は411世帯、父子世帯は63世帯となっています。

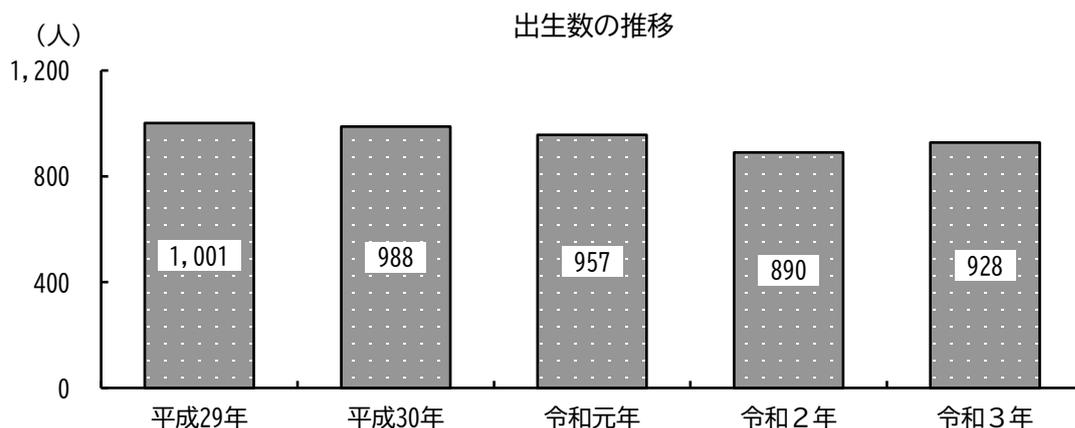


資料：国勢調査

### (3) 出生の状況

#### ① 出生数の推移

本市の出生数は平成29年（2017年）から令和2年（2020年）にかけて減少し、その後増加して令和3年（2021年）で928人となっています。

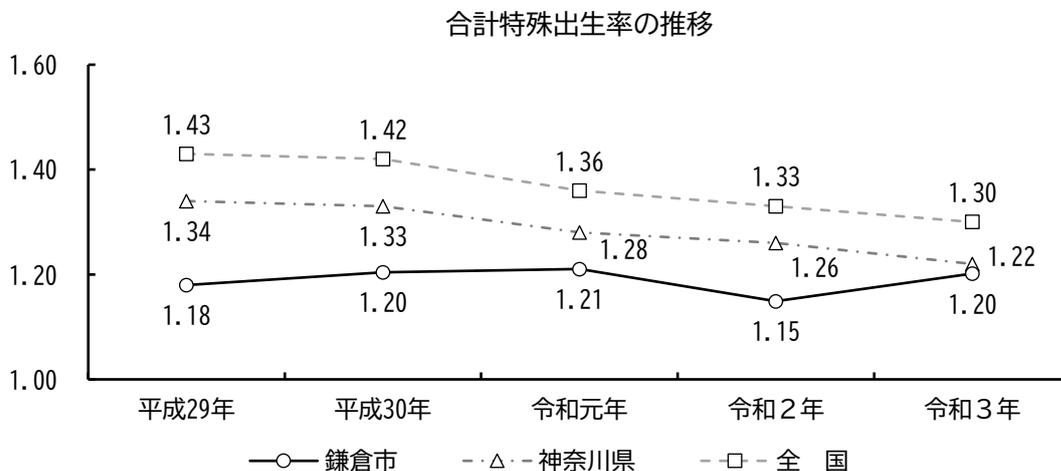


資料：神奈川県衛生統計年報

#### ② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増加傾向にありましたが令和2年（2020年）で減少に転じ、その後増加して令和3年（2021年）で1.20となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

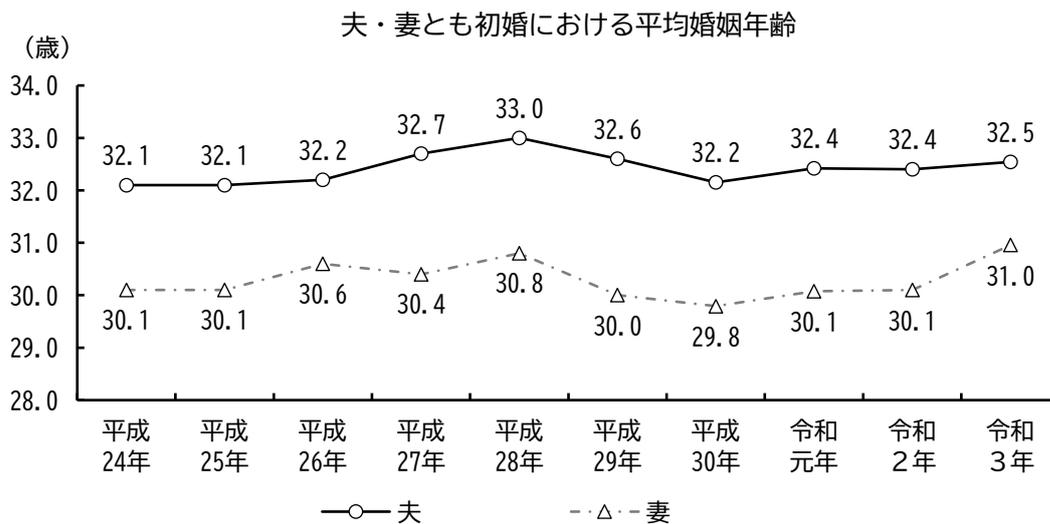
（人口を長期的に保つことが可能となる合計特殊出生率は2.07\*と考えられています。）※第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議資料より



資料：全国・県 人口動態統計、市 神奈川県衛生統計年報

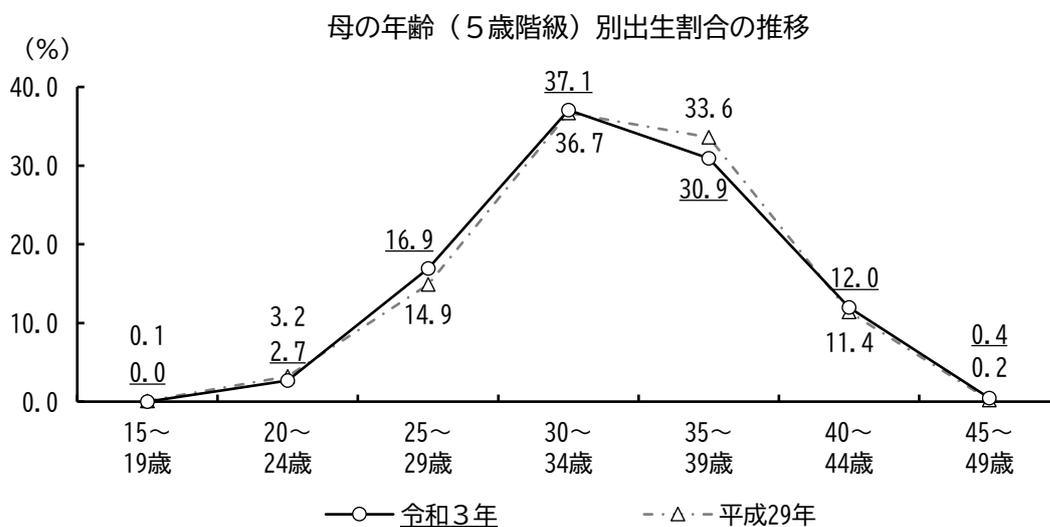
### ③ 夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢

本市の夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢をみると、平成24年（2012年）と比べ、令和3年（2021年）では、夫で0.4歳上昇し32.5歳、妻で0.9歳上昇し31.0歳となっています。夫・妻ともに年によってばらつきはあるものの、上昇傾向となっており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進んでいます。



### ④ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

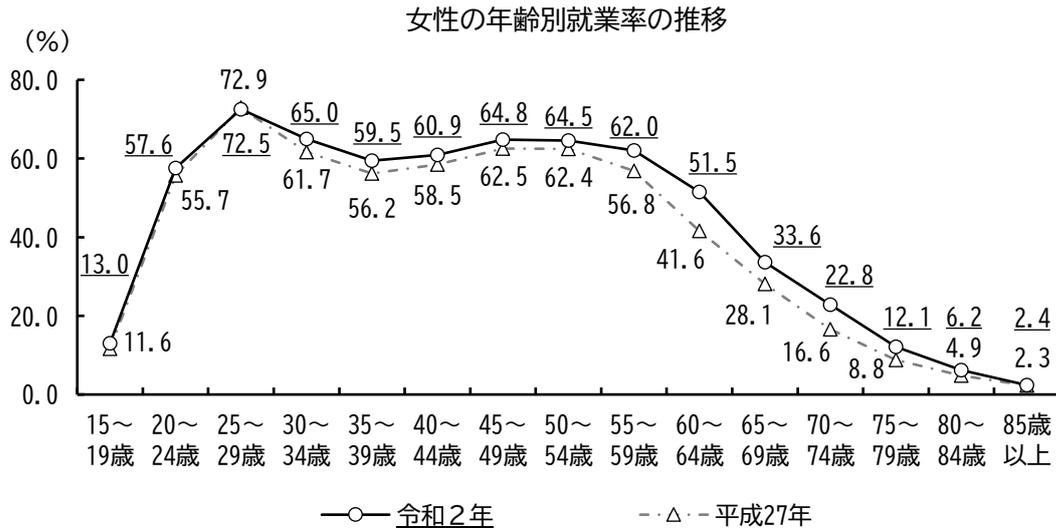
本市の母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成29年（2017年）に比べ令和3年（2021年）で、40歳以上の割合がわずかに上回り、晩産化がうかがえます。



## (4) 就業の状況

### ① 女性の年齢別就業率の推移

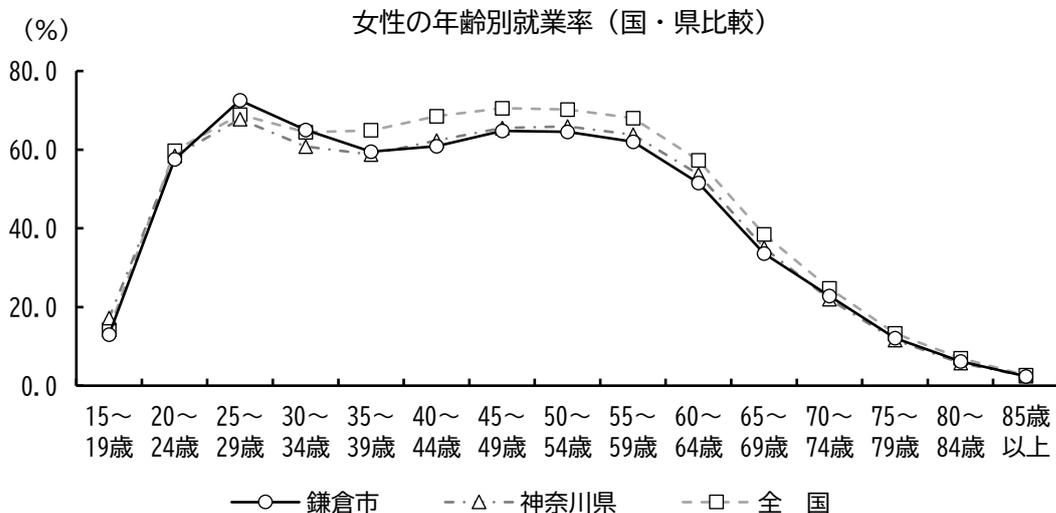
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成27年（2015年）に比べ令和2年（2020年）で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

### ② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

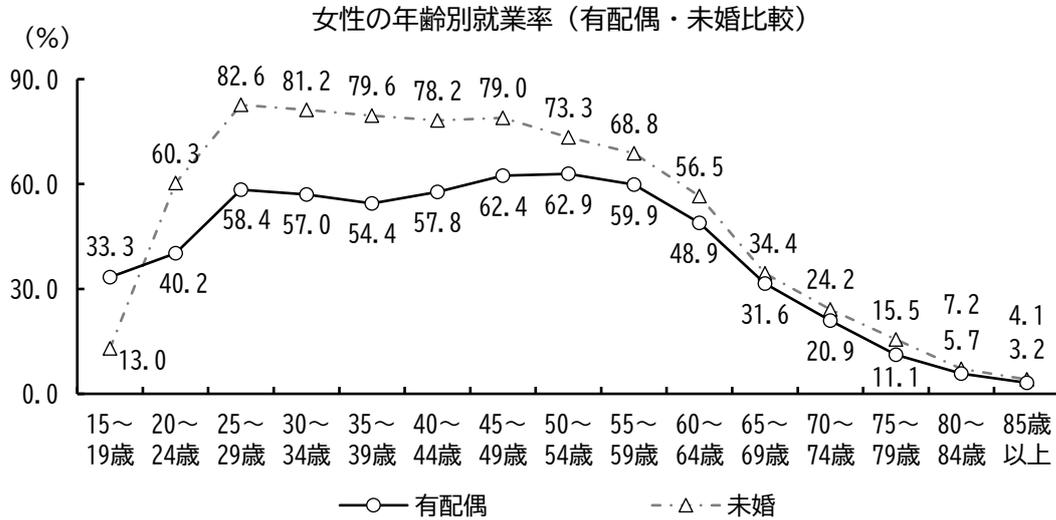
本市の令和2年（2020年）の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25歳～34歳で全国、県より高いものの、その他の年代では県と同程度となり、全国に比べ低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年（2020年））

### ③ 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和2年（2020年）の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、20歳以上で有配偶者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

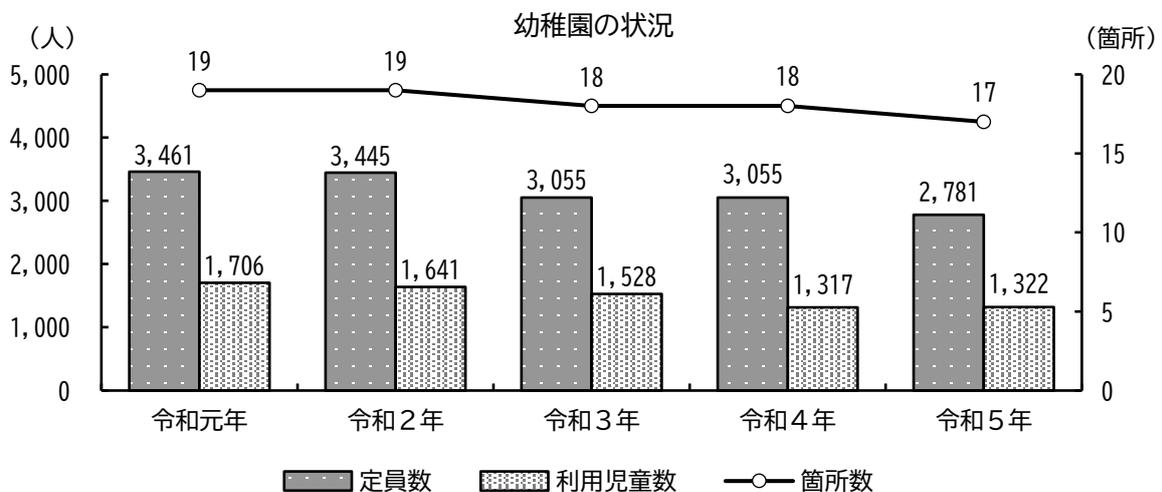


資料：国勢調査（令和2年（2020年））

## （5）教育・保育サービス等の状況

### ① 幼稚園の状況

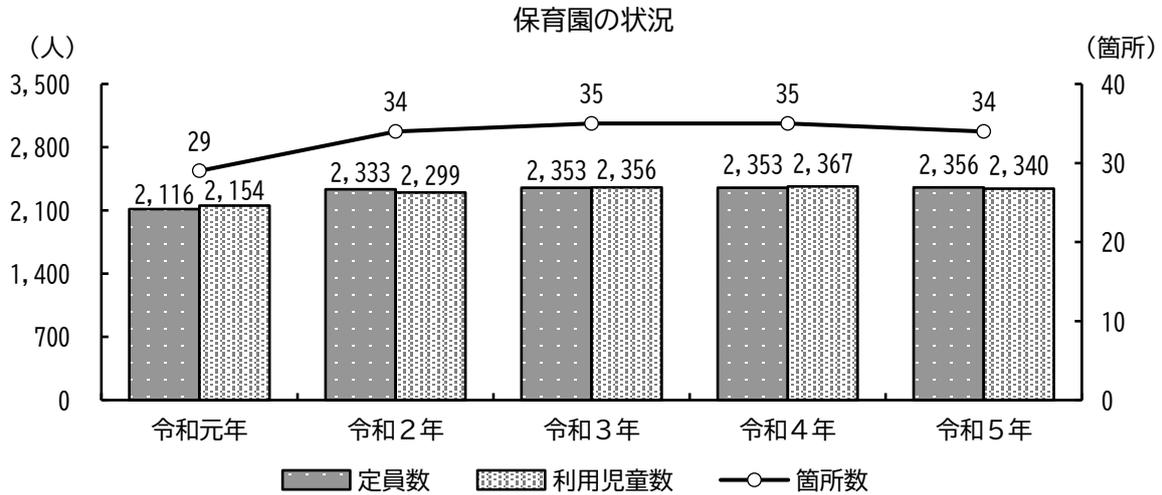
本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに減少傾向となっており、令和5年（2023年）で利用児童数は1,322人となっています。



資料：子育てのための施設等利用給付認定児童数等

## ② 保育園の状況

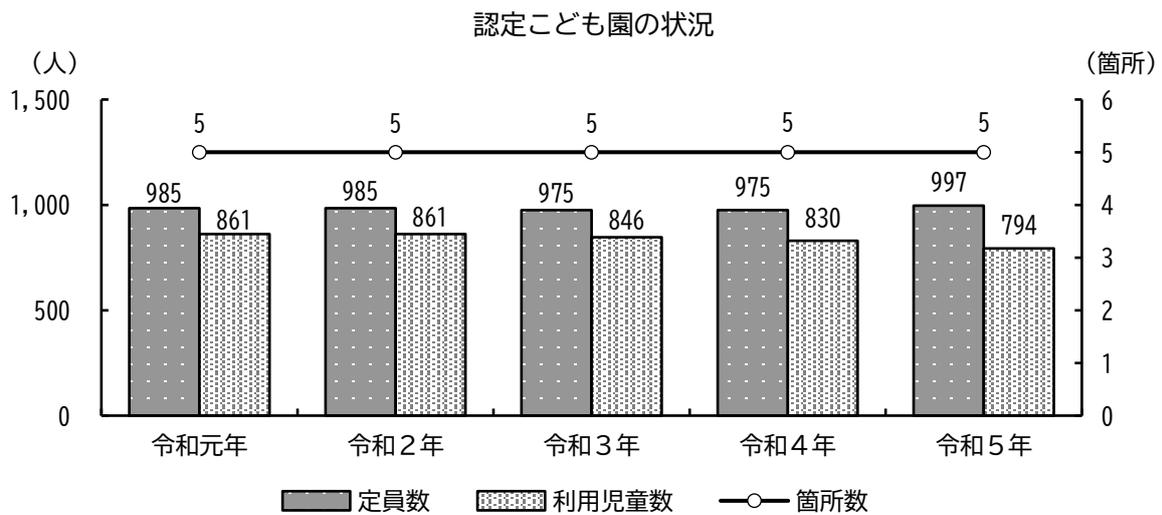
本市の保育園の状況を見ると、令和2年（2020年）以降は定員数・箇所数・利用児童数ともにほぼ横ばいで推移しており、令和5年（2023年）で利用児童数は2,340人となっています。



資料：庁内資料

## ③ 認定こども園の状況

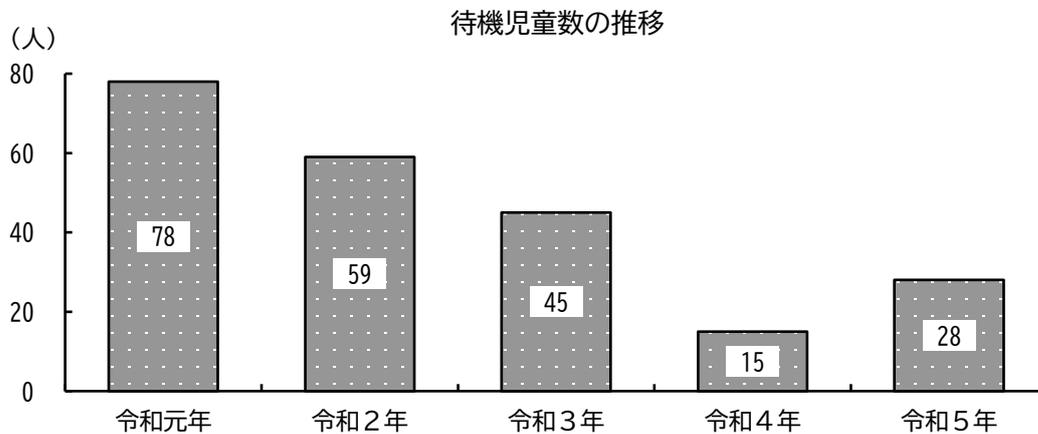
本市の認定こども園の状況を見ると、利用児童数は減少傾向にあり、令和5年（2023年）で利用児童数は794人となっています。



資料：庁内資料

#### ④ 待機児童数（保育所等）の推移

本市の待機児童数の推移をみると、令和4年（2022年）までは減少傾向にありましたが、令和5年（2023年）から増加に転じ、28人となっています。

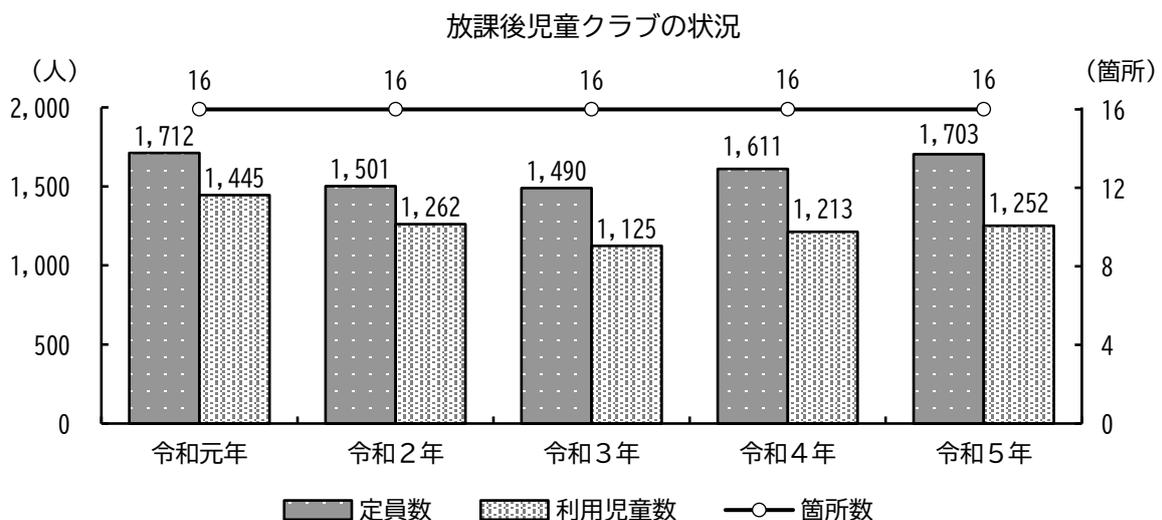


資料：待機児童調査票（各年4月1日現在）

### （6）放課後児童クラブ（子どもの家）の状況

#### ① 放課後児童クラブ（子どもの家）の状況

本市の放課後児童クラブにおける利用児童数は令和3年（2021年）までは減少傾向にありましたが、令和4年（2022年）から増加に転じ、令和5年（2023年）で1,252人となっています。

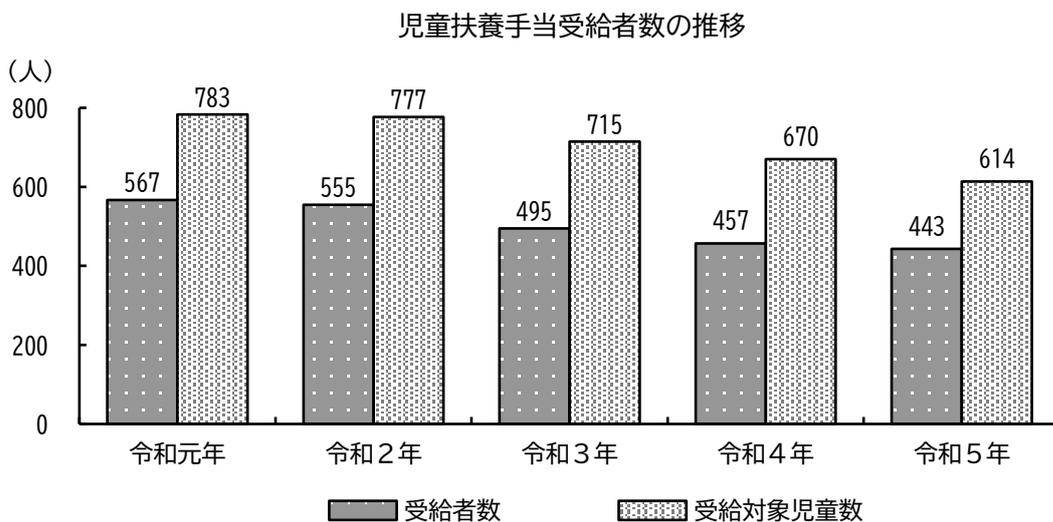


資料：庁内資料

## (7) その他の状況

### ① 児童扶養手当受給者数の推移

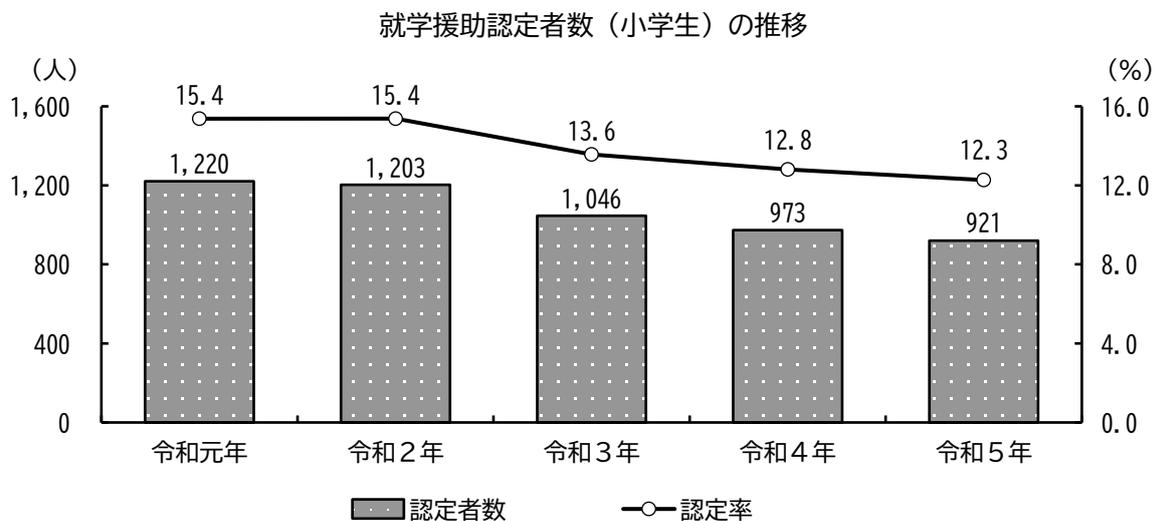
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、令和5年(2023年)で受給者数が443人、受給対象児童数が614人となっています。



資料：庁内資料

### ② 就学援助認定者数(小学生)の推移

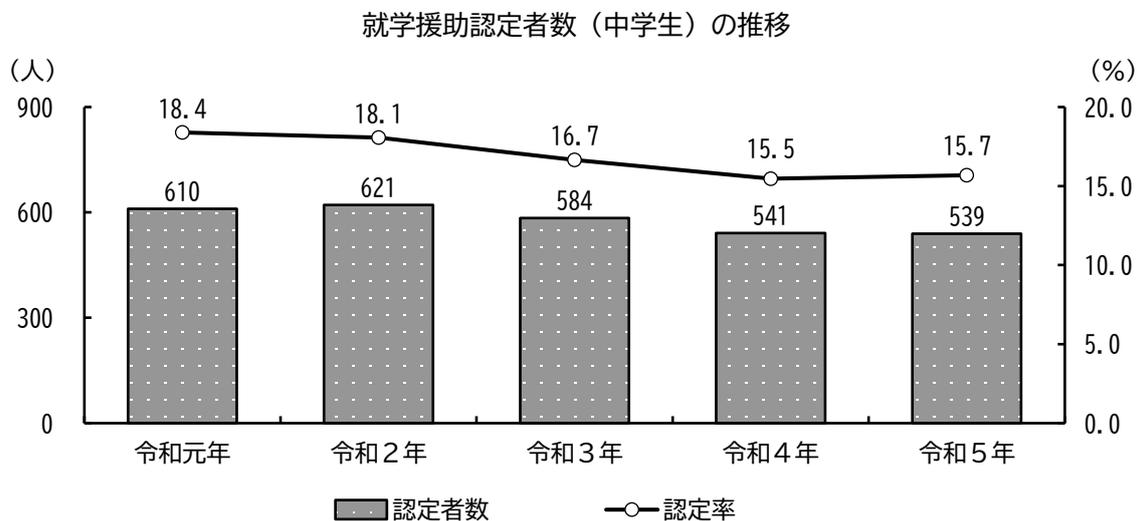
本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は年々減少しており、令和5年(2023年)で認定者数が921人、認定率が12.3%となっています。



資料：庁内資料

### ③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

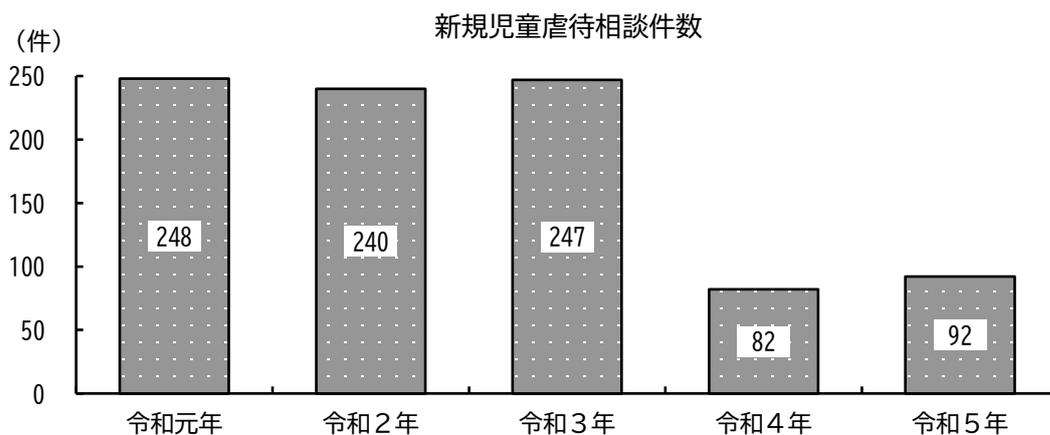
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は減少傾向にあり、令和5年（2023年）で認定者数が539人、認定率が15.7%となっています。



資料：庁内資料

### ④ 新規児童虐待相談件数

本市の新規児童虐待相談件数は令和3年（2021年）までは横ばいで推移していましたが、令和4年（2022年）以降大きく減少し、令和5年（2023年）には92人となっています。



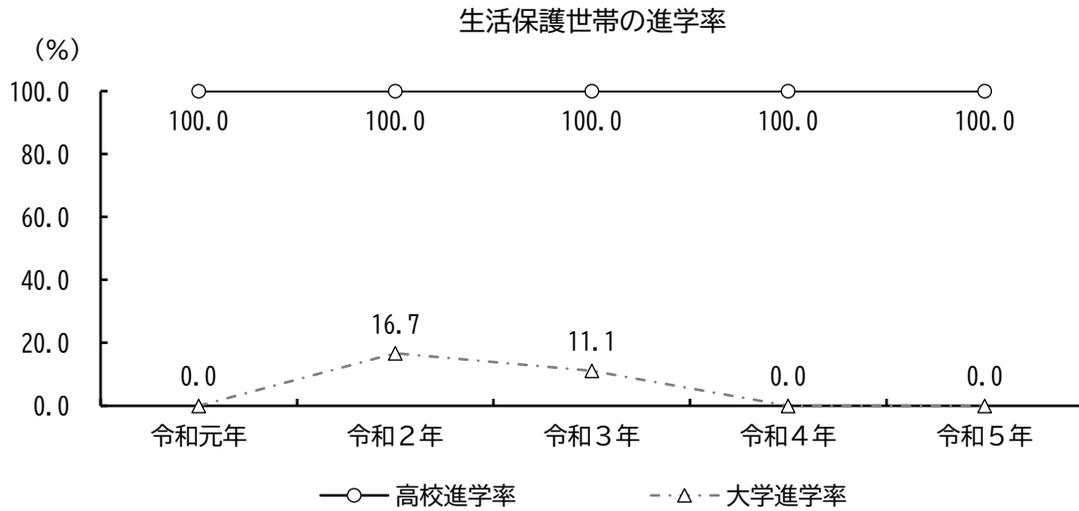
資料：庁内資料

※従来、児童相談所が受理した児童虐待相談について、市も自動的に重複して受理をする運用を行っていましたが、市として、虐待未満ではあるものの、家庭への支援が必要ないいわゆる「要支援」事案や「特定妊婦」事案に注

力できる環境を整えるため、児童相談所と協議し、令和4年(2022年)5月以降、同運用を廃止しました。これにより、児童虐待相談自体の受理件数は減少しています。

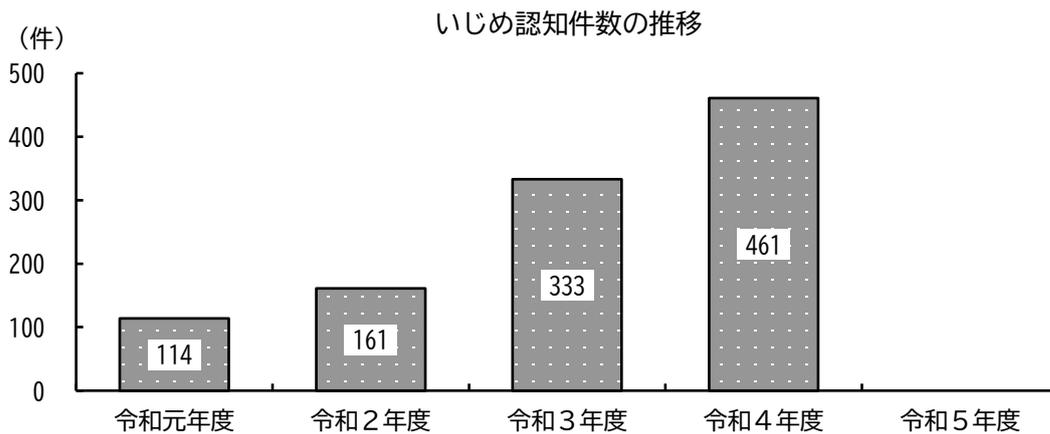
### ⑤ 生活保護世帯の進学率

本市の生活保護世帯の進学率をみると、高校進学率は100%で推移しています。大学進学率はばらつきがあり、令和5年（2023年）で0.0%となっています。



### ⑥ いじめ認知件数の推移

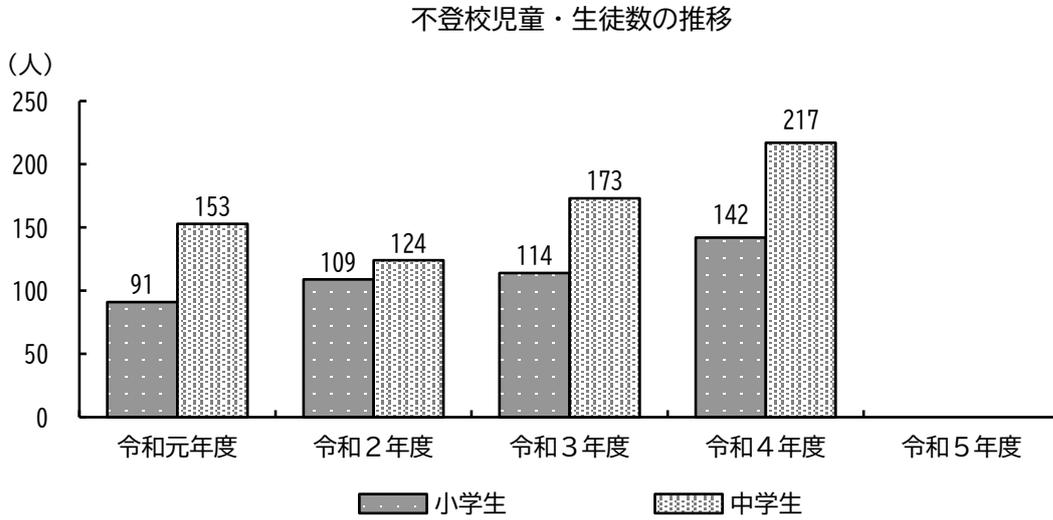
本市のいじめ認知件数は年々増加しており、令和4年度（2022年度）で461件と令和元年度（2019年度）の約4倍となっています。



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査  
（各年度3月31日現在）

## ⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向となっており、令和4年度（2022年度）で小学生が142人、中学生は217人となっています。



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査  
(各年度3月31日現在)

## 2 アンケートからみる鎌倉市の状況

### (1) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査概要

#### ① 調査の目的

「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念とした「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン（令和2年度～6年度）」の計画期間が令和6年度で終了することから、次期計画として「(仮称)鎌倉市こども計画（第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）」を策定するための基礎資料とするため、調査を実施しました。

#### ② 調査対象

次の(1)から(3)の対象者より無作為に抽出しました。

(1) 小学6年生から高校生等

令和5年(2023年)4月1日時点で11～17歳の子ども本人

(2) 就学前児童の保護者

令和5年(2023年)4月1日時点で0～5歳の子どもがいる保護者

(3) 小学生から高校生等の保護者

令和5年(2023年)4月1日時点で6～17歳の子どもがいる保護者

#### ③ 調査期間

令和6年(2024年)1月～令和6年(2024年)2月

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収、WEBによる調査

#### ⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学6年生から高校生等	3,000通	1,424通	47.5%
就学前児童の保護者	3,000通	1,554通	51.8%
小学生から高校生等の保護者	3,000通	1,585通	52.8%

## ⑥ 調査結果の表示方法

- ・ 回答率は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

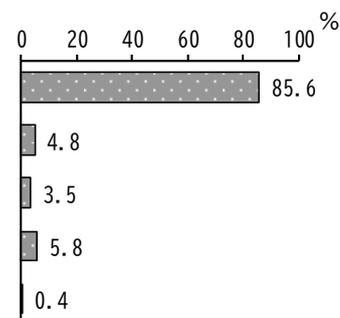
## (2) 鎌倉市子ども計画の策定に向けたアンケート調査結果 (子ども(小学6年生～高校生等)本人)

### ① 朝ごはんの摂取状況(単数回答)

「ほとんど毎日食べる」の割合が85.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 1,424

ほとんど毎日食べる  
週4～5日は食べる  
週2～3日は食べる  
ほとんど食べない  
無回答

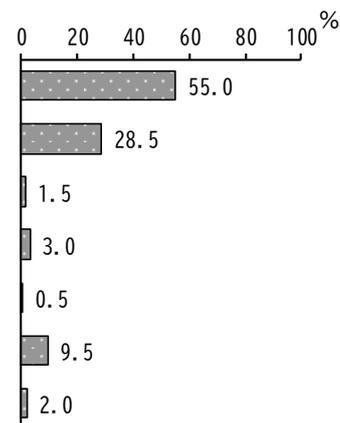


### ② 朝ごはんを食べない理由(単数回答)

「食べる時間がないから」の割合が55.0%と最も高く、次いで「食べたくないから(食欲がないから)」の割合が28.5%となっています。

回答者数 = 200

食べる時間がないから  
食べたくないから(食欲がないから)  
太りたくないから  
朝ごはんの用意がないから  
おうちの人も朝ごはんを食べていないから  
その他  
無回答

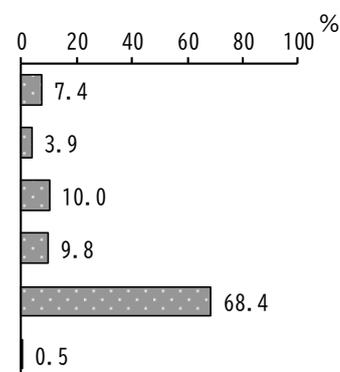


### ③ 夕ごはんを子ども(18歳以下)だけで食べることがあるか(単数回答)

「ほとんどない」の割合が68.4%と最も高く、次いで「週に2～3日」の割合が10.0%となっています。

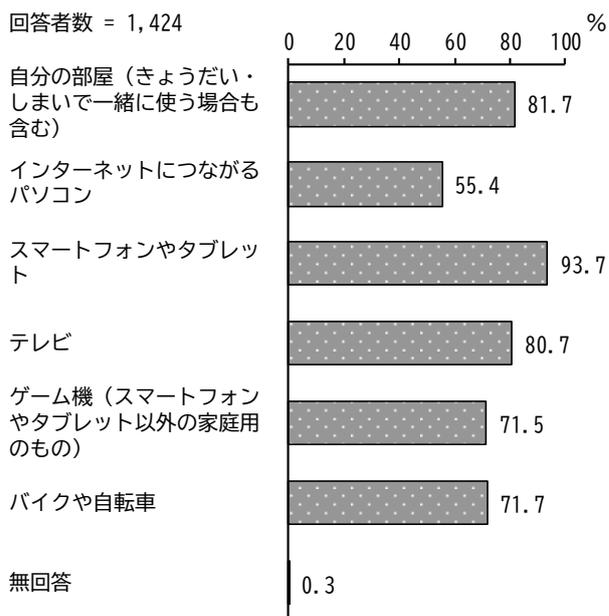
回答者数 = 1,424

ほとんど毎日  
週に4～5日  
週に2～3日  
週に1日程度  
ほとんどない  
無回答



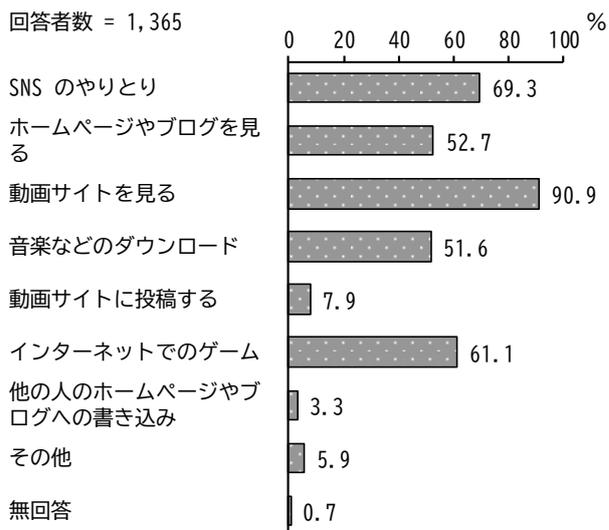
#### ④ 所持・使用可能物品の状況（複数回答）

「スマートフォンやタブレット」の割合が 93.7%と最も高く、次いで「自分の部屋（きょうだい・しまいで一緒に使う場合も含む）」の割合が 81.7%、「テレビ」の割合が 80.7%となっています。



#### ⑤ インターネット・スマホの使用状況（複数回答）

「動画サイトを見る」の割合が 90.9%と最も高く、次いで「SNSのやりとり」の割合が 69.3%、「インターネットでのゲーム」の割合が 61.1%となっています。

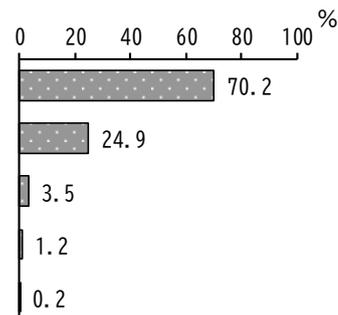


### ⑥ 自宅にいるときの時間が楽しいか（単数回答）

「楽しい」の割合が70.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば楽しい」の割合が24.9%となっています。

回答者数 = 1,424

楽しい  
 どちらかといえば楽しい  
 どちらかといえば楽しくない  
 楽しくない  
 無回答

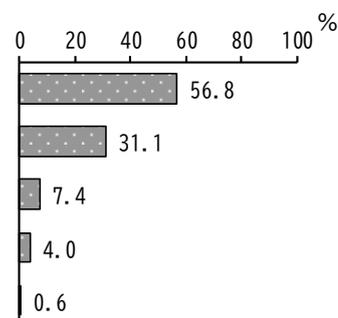


### ⑦ 学校にいるときの時間が楽しいか（単数回答）

「楽しい」の割合が56.8%と最も高く、次いで「どちらかといえば楽しい」の割合が31.1%となっています。

回答者数 = 1,411

楽しい  
 どちらかといえば楽しい  
 どちらかといえば楽しくない  
 楽しくない  
 無回答

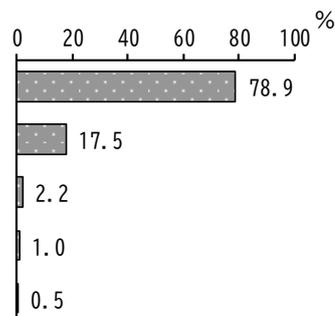


### ⑧ 放課後や自由時間が楽しいか（単数回答）

「楽しい」の割合が78.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば楽しい」の割合が17.5%となっています。

回答者数 = 1,424

楽しい  
 どちらかといえば楽しい  
 どちらかといえば楽しくない  
 楽しくない  
 無回答

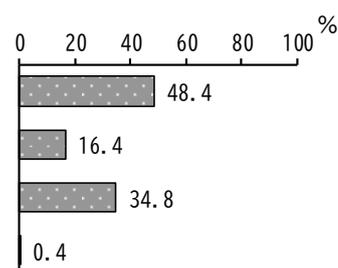


### ⑨ ヤングケアラーという言葉を知っているか（単数回答）

「言葉も内容も知っている」の割合が48.4%と最も高く、次いで「知らない」の割合が34.8%、「言葉は聞いたことがある」の割合が16.4%となっています。

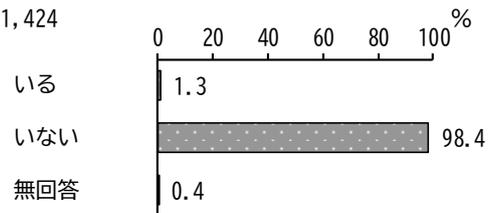
回答者数 = 1,424

言葉も内容も知っている  
 言葉は聞いたことがある  
 知らない  
 無回答



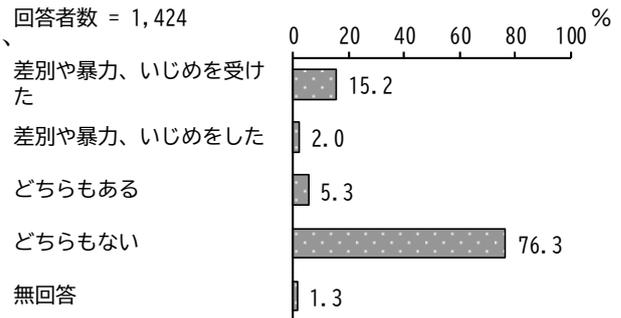
⑩ 勉強や遊ぶ時間を削ってお世話をしている家族がいるか（単数回答）

「いる」の割合が1.3%、「いない」の割合が98.4%となっています。



⑪ 差別・暴力・いじめを受けたこと・したことがあるか（単数回答）

「どちらもない」の割合が76.3%と最も高く、次いで「差別や暴力、いじめを受けた」の割合が15.2%となっています。

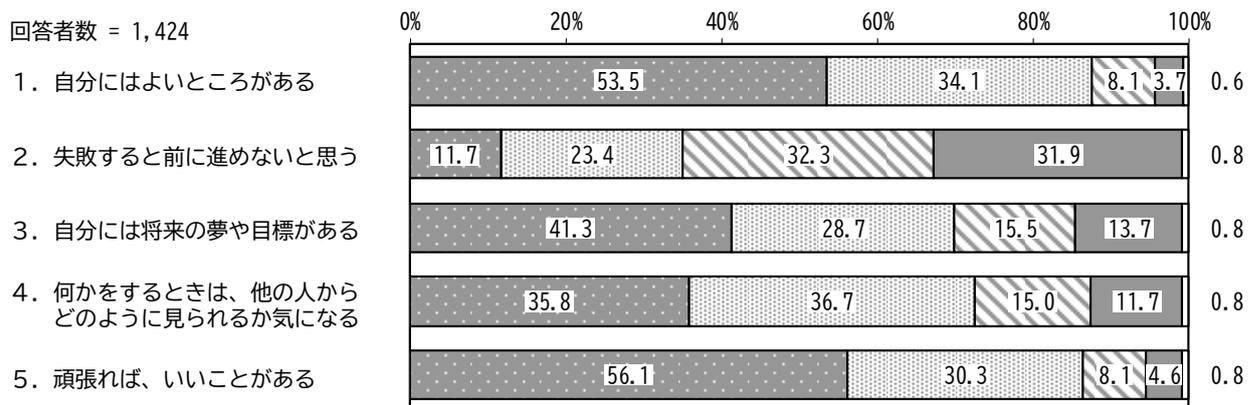


⑫ 自分のことについてどう思うか（単数回答）

『1. 自分にはよいところがある』、『5. 頑張れば、いいことがある』で「そう思う」の割合が、『2. 失敗すると前に進めないと思う』で「そう思わない」の割合が高くなっています。

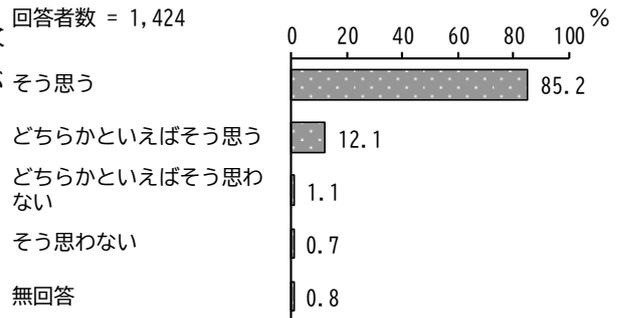
- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- 無回答

回答者数 = 1,424



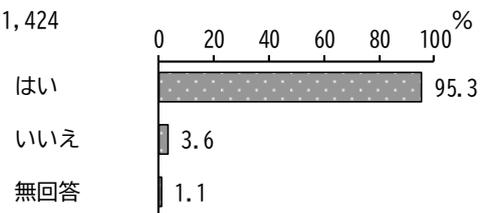
⑬ 「自分の命が守られ安心して暮らしている」と思うか（単数回答）

「思う」の割合が85.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば思う」の割合が12.1%となっています。



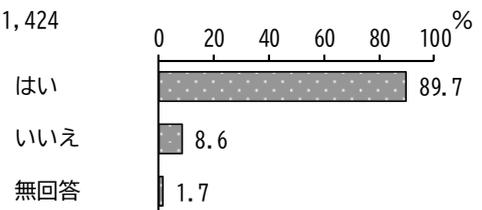
⑭ 親や家族の人にあなたの意見を聞いてもらえているか（単数回答）

「はい」の割合が95.3%、「いいえ」の割合が3.6%となっています。



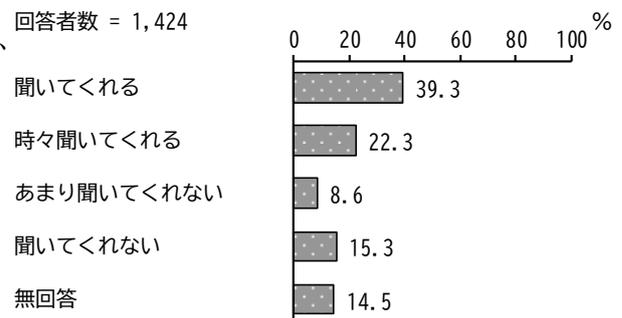
⑮ 学校の先生や職場の方にあなたの意見を聞いてもらえているか（単数回答）

「はい」の割合が89.7%、「いいえ」の割合が8.6%となっています。



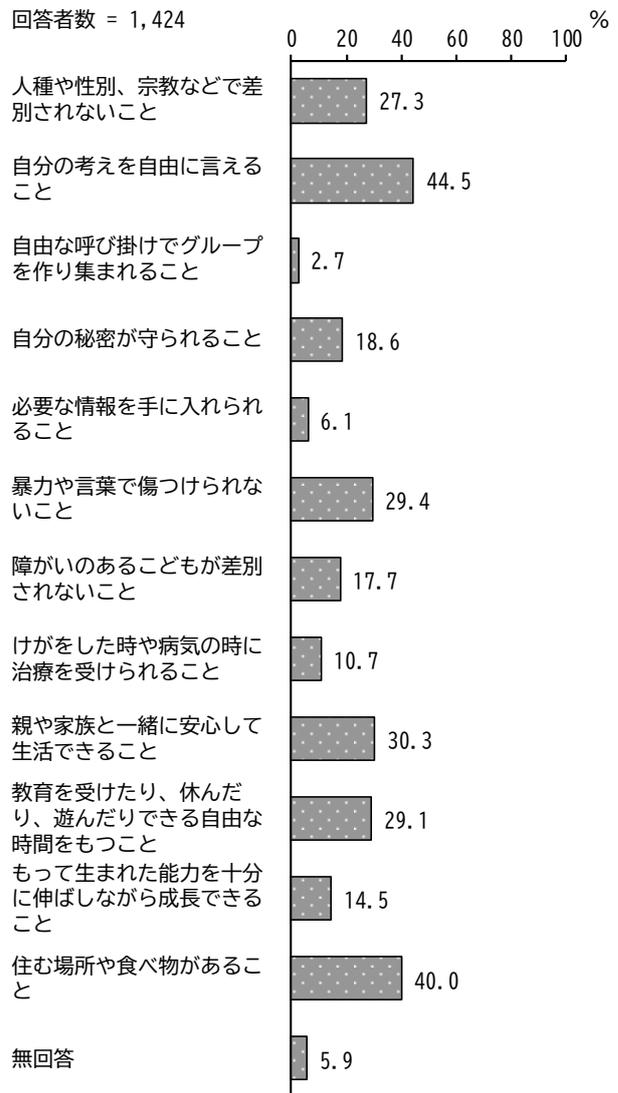
⑯ 地域で何かを決めるとき、大人はあなたの意見を聞いているか（単数回答）

「聞いてくれる」の割合が39.3%と最も高く、次いで「時々聞いてくれる」の割合が22.3%、「聞いてくれない」の割合が15.3%となっています。



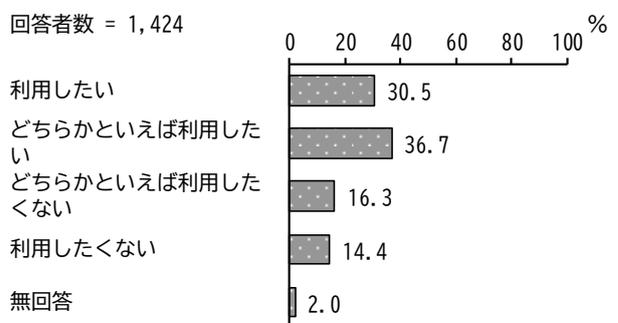
⑰ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（あてはまる番号に3つまで○）

「自分の考えを自由に言えること」の割合が44.5%と最も高く、次いで「住む場所や食べ物があること」の割合が40.0%、「親や家族と一緒に安心して生活できること」の割合が30.3%となっています。



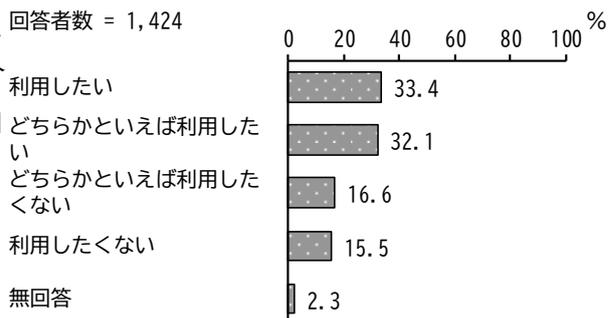
⑱ 無料で勉強を教えてくれる場所があれば利用したいか（単数回答）

「どちらかといえば利用したい」の割合が36.7%と最も高く、次いで「利用したい」の割合が30.5%、「どちらかといえば利用したくない」の割合が16.3%となっています。



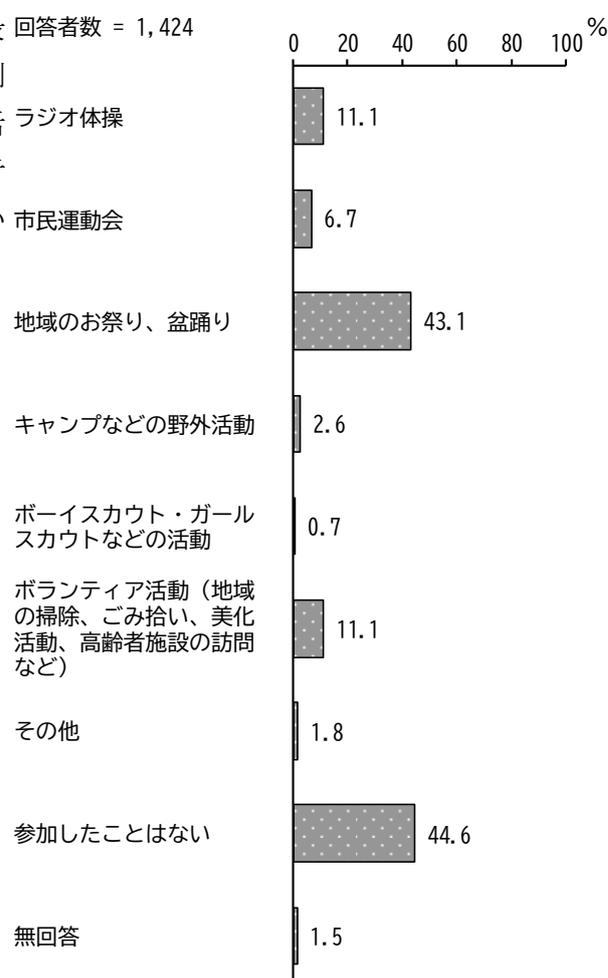
⑱ 地域の人などと一緒に無料、または低額でごはんが食べられる場所があれば利用したいか（単数回答）

「利用したい」の割合が33.4%と最も高く、回答者数 = 1,424  
 次いで「どちらかといえば利用したい」の割合が32.1%、「どちらかといえば利用したくない」の割合が16.6%となっています。



⑳ この1年間に参加した地域活動（複数回答）

「参加したことはない」の割合が44.6%と最も高く、次いで「地域のお祭り、盆踊り」の割合が43.1%、「ラジオ体操」、「ボランティア活動（地域の掃除、ごみ拾い、美化活動、高齢者施設の訪問など）」の割合が11.1%となっています。

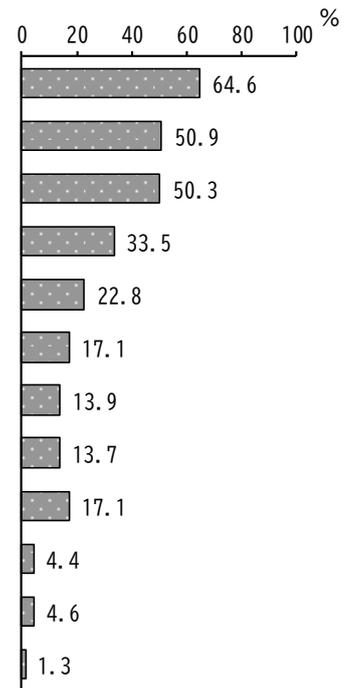


## ⑳ 今後施設を整備するとしたらどのような施設がいいか（複数回答）

「友だちと雑談や飲食ができるスペースがある」の割合が64.6%と最も高く、次いで「スポーツができる」の割合が50.9%、「勉強や読書ができる」の割合が50.3%となっています。

回答者数 = 1,424

友だちと雑談や飲食ができるスペースがある  
 スポーツができる  
 勉強や読書ができる  
 パソコンやインターネットができる  
 音楽やバンド活動ができる  
 料理や手工芸など趣味の活動ができる  
 ダンスができる  
 スケートボードなどのストリートスポーツができる  
 安心して相談できる  
 特に理由がなく過ごすことができる  
 その他  
 無回答



## ⑫ 鎌倉市への要望やあなたの夢など（自由意見）

鎌倉市への要望やあなたの夢に関する自由記述は 692 件寄せられました。

それらをテーマごとに類型化したところ、「地域でのことについて」に関するものが最も多く 47.7%、次いで、「あなたの考えについて」に関するものが 30.5%、以下、「学校について」、「放課後や自由時間のすごしかたについて」、「ふだんの生活について」、「こどもの権利について」と続いています。

主な意見は次の通りです。

キーワード	件数（割合）	主な意見
ふだんの生活について	27 件（3.9%）	駅にエレベーターの設置 ショッピングモール、遊び場の誘致 医療証の高校生までの使用 母子家庭に優しい市制 自習できるスペースがほしい
学校について	93 件（13.4%）	学校の清潔さ 中学校の給食が少ない 不登校の子どもたちの行き場がほしい 中学生の部活動と勉強の関係を考え直すべき タブレットを有効活用できているか
放課後や自由時間の すごしかたについて	28 件（4.0%）	総合図書館を作ってほしい 遊び場の充実 勉強ができる施設を増やしてほしい
あなたの考えについて	211 件（30.5%）	鎌倉は差別がない 子ども向けの政策を作ってほしい 大人の視点も交えた政策、町づくりが不可欠 ゴミ箱や自由に使えるトイレを設置 市長がこれからもより良い鎌倉を作ってほしい
こどもの権利について	3 件（0.4%）	アイデンティティ、プライバシー、人としての 権利が守られること 「こどもの権利」とは、人権のプラスα
地域でのことについて	330 件（47.7%）	自然災害に強い街を作ってほしい 公園や運動施設の充実 住宅街の街灯をもう少し増やしてほしい 道路の整備をしてほしい

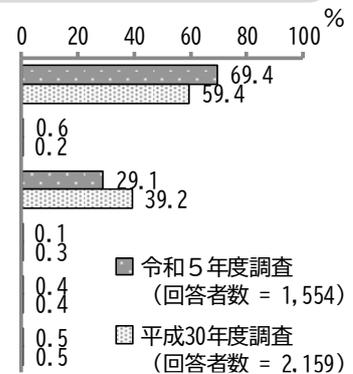
### (3) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査結果 (就学前児童の保護者)

#### ① 主に子育てを行っているのはどちらか (単数回答)

「父親・母親ともに」の割合が69.4%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が29.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「父親・母親ともに」の割合が増加しています。一方、「主に母親」の割合が減少しています。

父親・母親ともに  
主に父親  
主に母親  
主に祖父母  
その他  
無回答

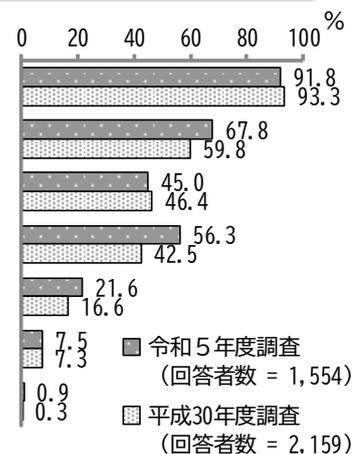


#### ② 子育てに影響すると思われる環境 (複数回答)

「家庭」の割合が91.8%と最も高く、次いで「地域」の割合が67.8%、「保育所」の割合が56.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「地域」「保育所」の割合が増加しています。

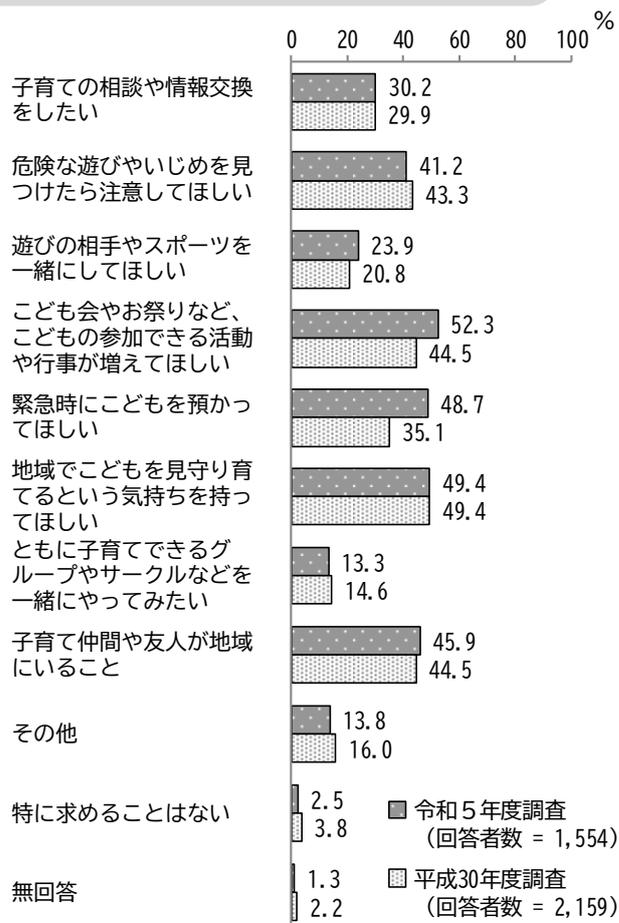
家庭  
地域  
幼稚園  
保育所  
認定こども園  
その他  
無回答



### ③ 子育てをするにあたり地域に求めること（複数回答）

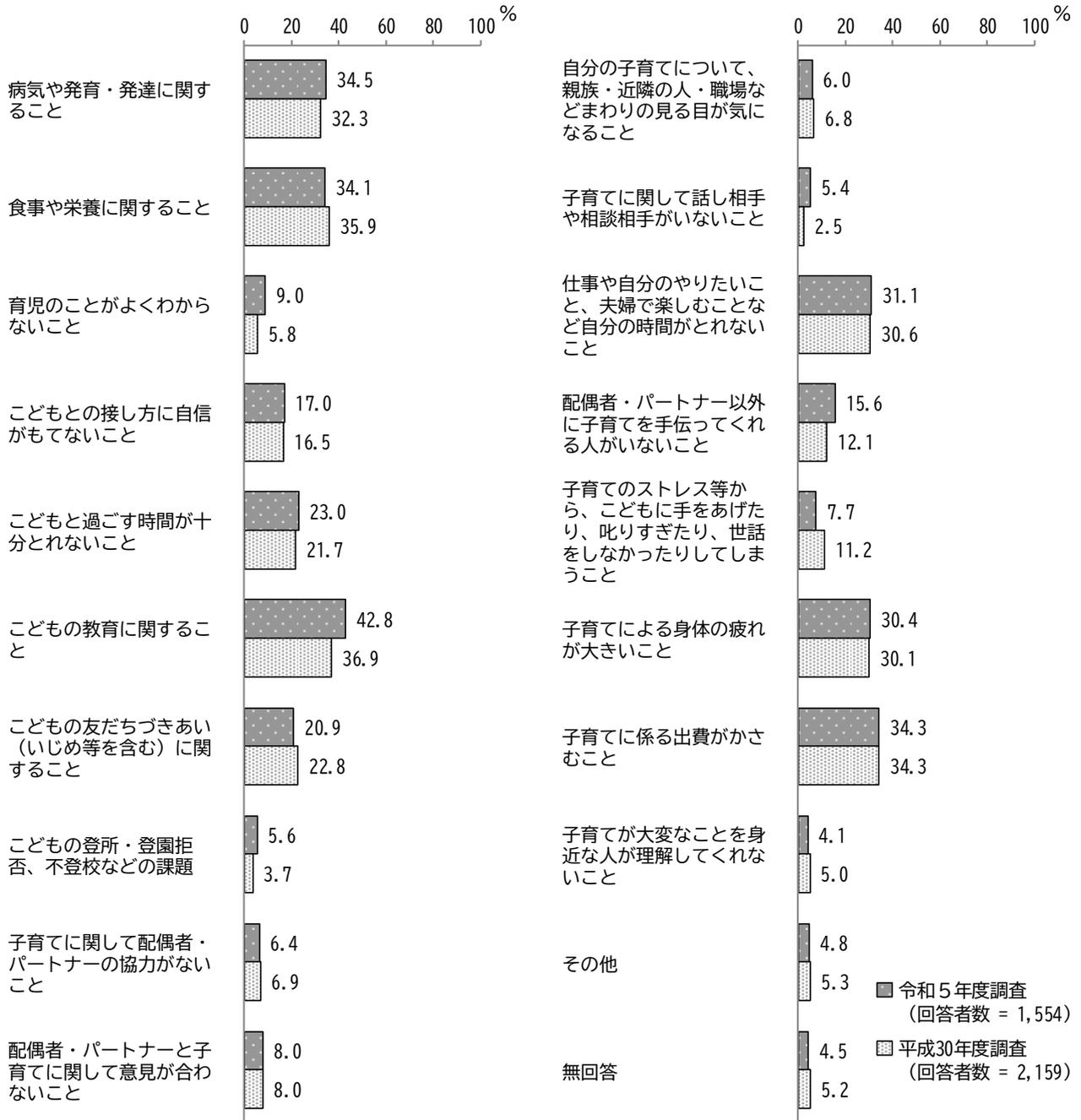
「子ども会やお祭りなど、こどもの参加できる活動や行事が増えてほしい」の割合が52.3%と最も高く、次いで「地域で子どもを見守り育てるという気持ちを持ってほしい」の割合が49.4%、「緊急時に子どもを預かってほしい」の割合が48.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子ども会やお祭りなど、こどもの参加できる活動や行事が増えてほしい」「緊急時に子どもを預かってほしい」の割合が増加しています。



#### ④ 子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になること（複数回答）

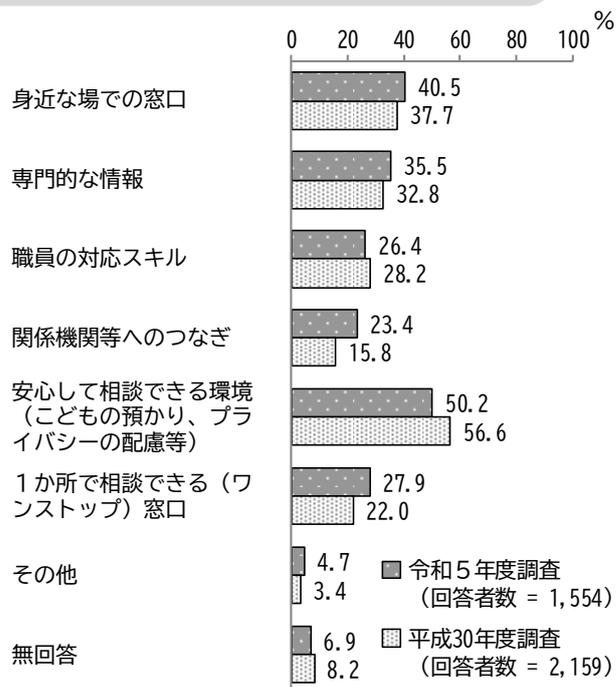
「こどもの教育に関すること」の割合が42.8%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」の割合が34.5%、「子育てに係る出費がかさむこと」の割合が34.3%となっています。平成30年度調査と比較すると、「こどもの教育に関すること」の割合が増加しています。



### ⑤ 子育てに関する相談で充実してほしいこと（複数回答）

「安心して相談できる環境（こどもの預かり、プライバシーの配慮等）」の割合が50.2%と最も高く、次いで「身近な場での窓口」の割合が40.5%、「専門的な情報」の割合が35.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「関係機関等へのつなぎ」「1か所で相談できる（ワンストップ）窓口」の割合が増加しています。一方、「安心して相談できる環境（こどもの預かり、プライバシーの配慮等）」の割合が減少しています。

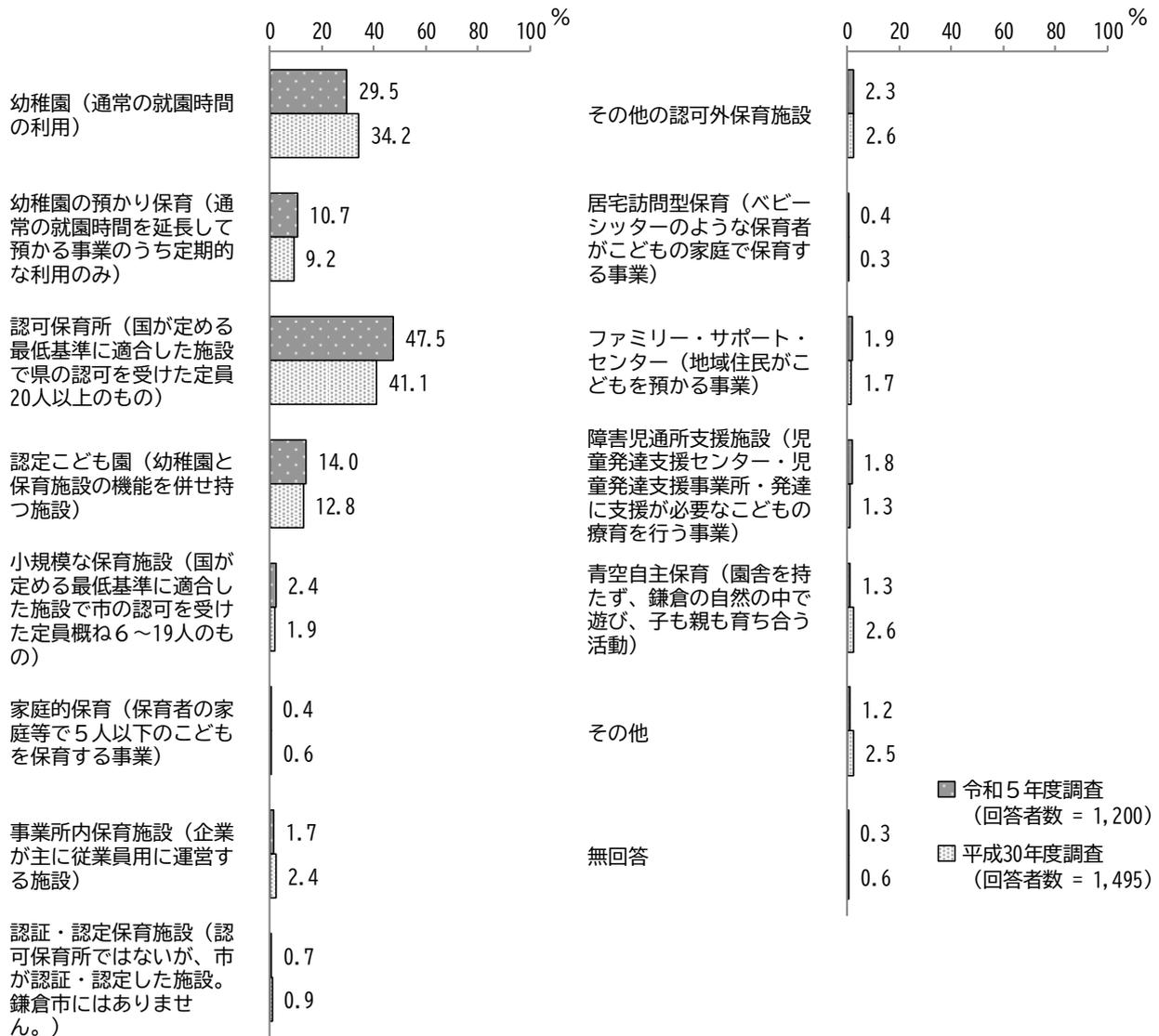


## ⑥ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

### ア 平日の定期的にご利用している教育・保育事業（複数回答）

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が47.5%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が29.5%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が14.0%となっています。

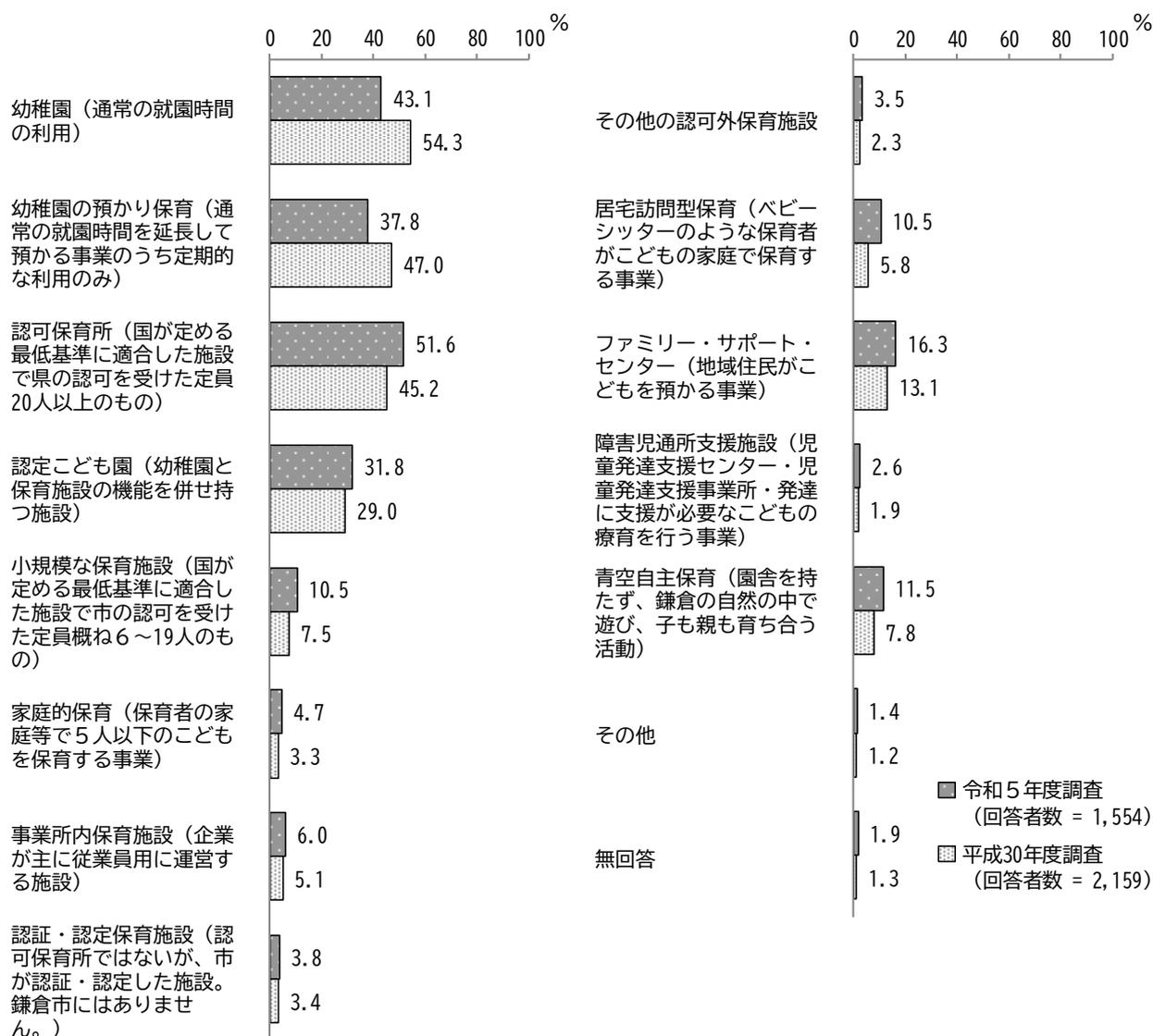
平成30年度調査と比較すると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が増加しています。



## イ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が51.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が43.1%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が37.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が減少しています。

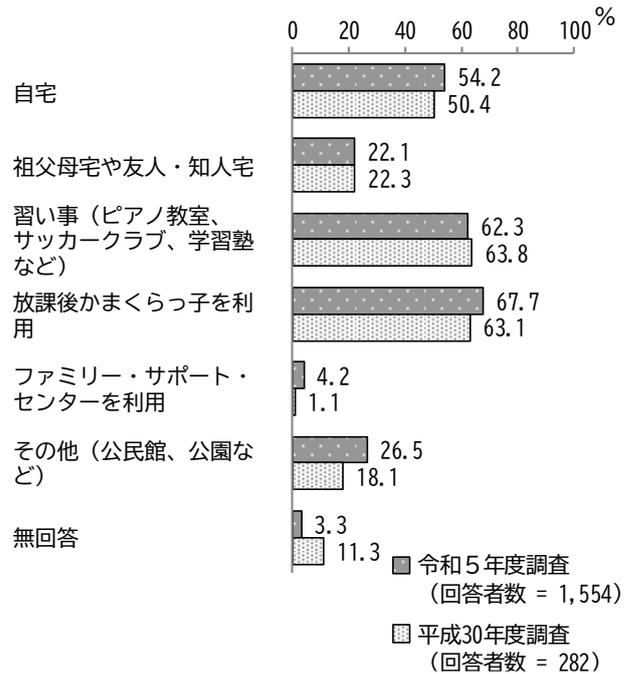


## ⑦ 小学校低学年の放課後の時間を過ごさせたい場所（複数回答）

### 【夏季（4～9月）】

「放課後かまくらっ子を利用」の割合が67.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が62.3%、「自宅」の割合が54.2%となっています。

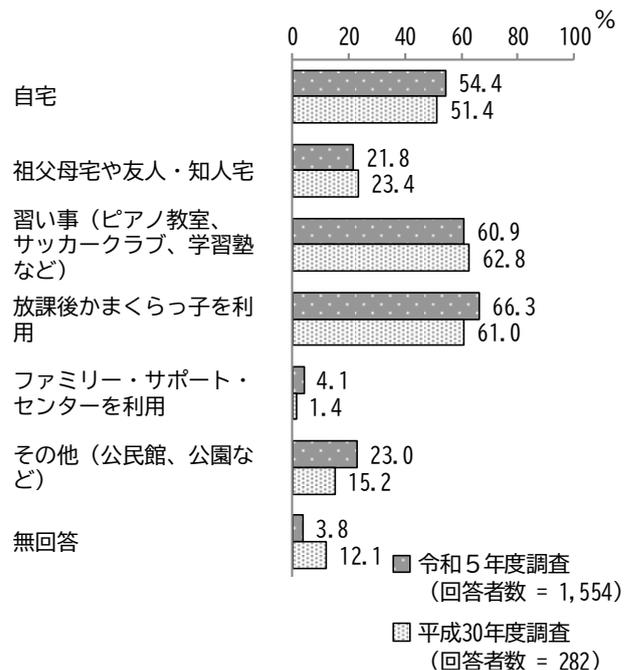
平成30年度調査と比較すると、「その他（公民館、公園など）」の割合が増加しています。



### 【冬季（10～3月）】

「放課後かまくらっ子を利用」の割合が66.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が60.9%、「自宅」の割合が54.4%となっています。

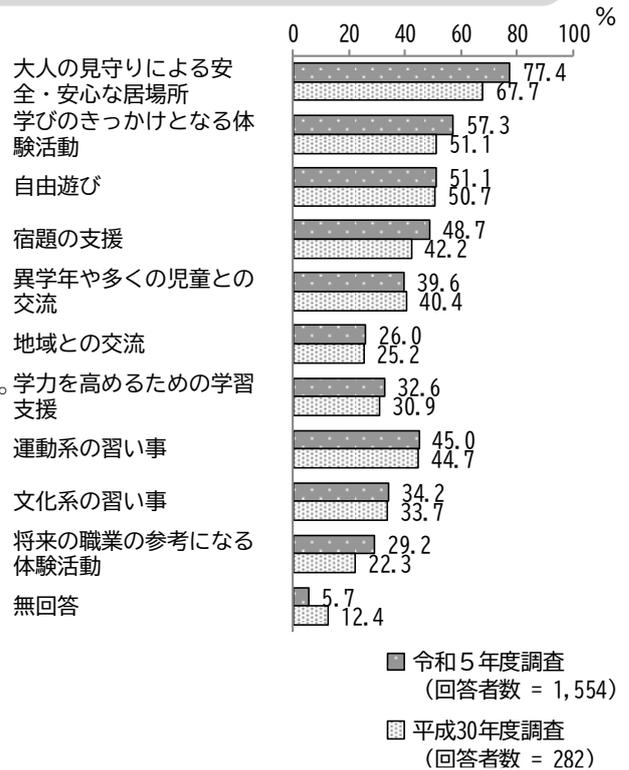
平成30年度調査と比較すると、「放課後かまくらっ子を利用」「その他（公民館、公園など）」の割合が増加しています。



### ⑧ こどもが放課後の時間を過ごすにあたり必要だと思うもの（複数回答）

「大人の見守りによる安全・安心な居場所」の割合が77.4%と最も高く、次いで「学びのきっかけとなる体験活動」の割合が57.3%、「自由遊び」の割合が51.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」「学びのきっかけとなる体験活動」「宿題の支援」「将来の職業の参考になる体験活動」の割合が増加しています。



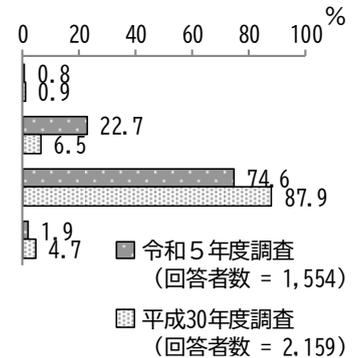
## ⑨ 育児休業の取得状況（単数回答）

### 【父親】

「取得していない」の割合が74.6%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が22.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が3倍以上に増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。

働いていなかった  
取得した（取得中である）  
取得していない  
無回答

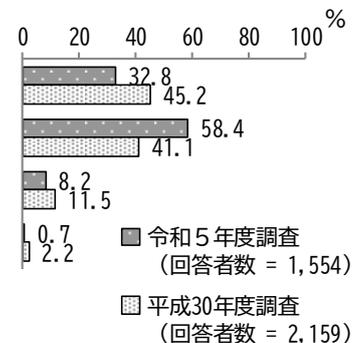


### 【母親】

「取得した（取得中である）」の割合が58.4%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が32.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

働いていなかった  
取得した（取得中である）  
取得していない  
無回答



### 【取得していない理由】

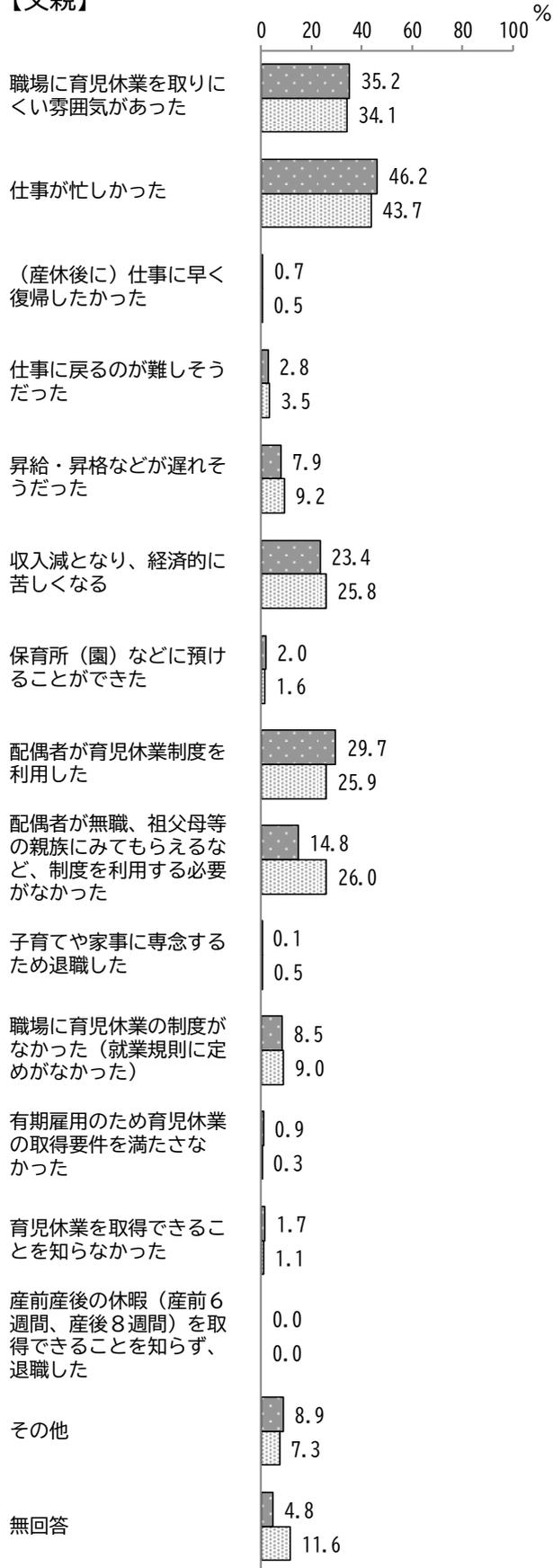
父親では、「仕事が忙しかった」の割合が46.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が35.2%、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が29.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。

母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が21.3%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が15.7%、「仕事が忙しかった」の割合が14.2%となっています。

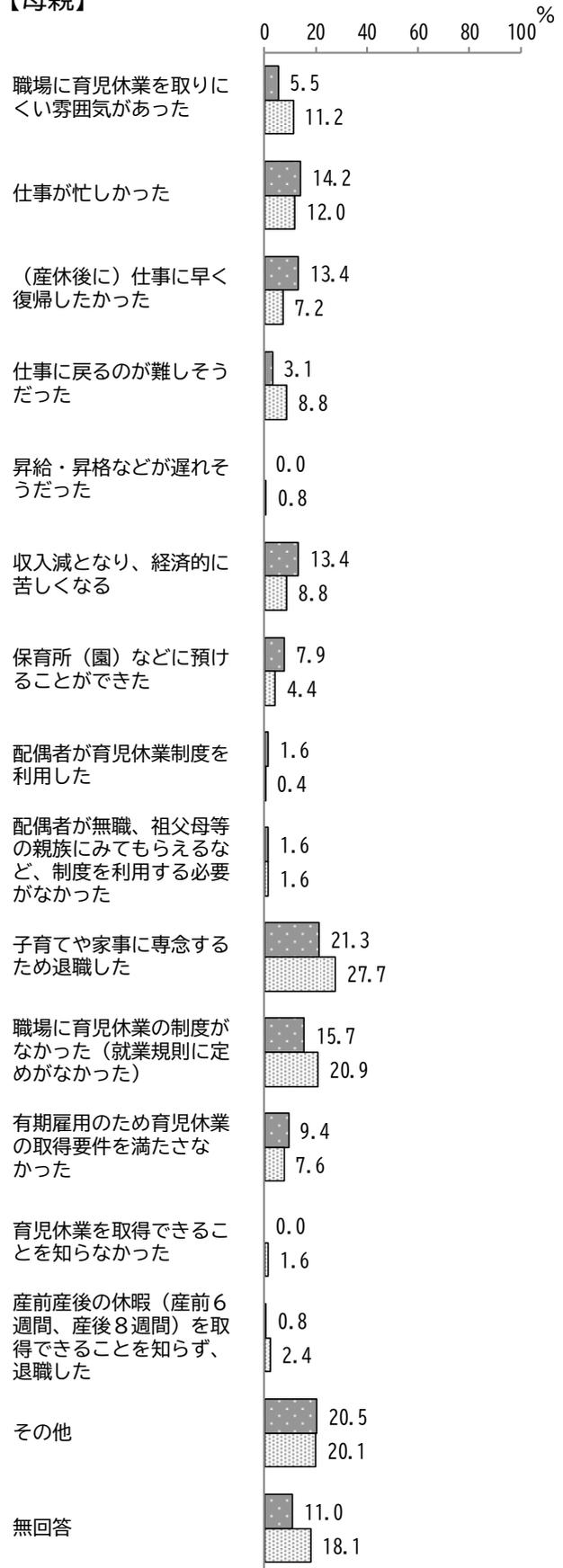
平成30年度調査と比較すると、「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」の割合が増加しています。一方、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事に戻るのが難しそうだった」「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が減少しています。

【父親】



■ 令和5年度調査  
(回答者数 = 1,159)  
■ 平成30年度調査  
(回答者数 = 1,898)

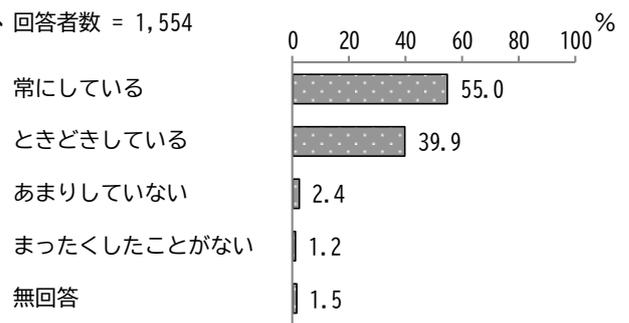
【母親】



■ 令和5年度調査  
(回答者数 = 127)  
■ 平成30年度調査  
(回答者数 = 249)

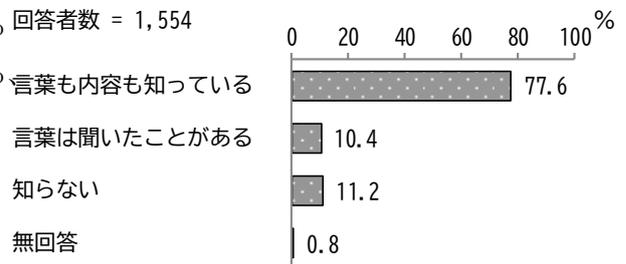
### ⑩ こどもからの意見や要望を聞き、取り入れる意識について（単数回答）

「常にしている」の割合が 55.0%と最も高く、回答者数 = 1,554  
次いで「ときどきしている」の割合が 39.9%と  
なっています。



### ⑪ ヤングケアラーという言葉を知っているか（単数回答）

「言葉も内容も知っている」の割合が 77.6% 回答者数 = 1,554  
と最も高く、次いで「知らない」の割合が 11.2%  
「言葉は聞いたことがある」の割合が 10.4%と  
なっています。

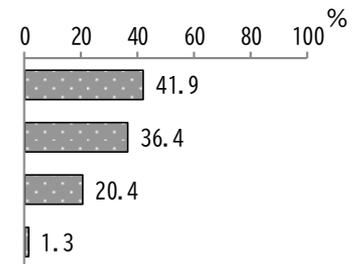


## ⑫ 「こどもの権利」の認知度（単数回答）

「名前も内容も知っている」の割合が41.9%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が36.4%、「知らなかった」の割合が20.4%となっています。

回答者数 = 1,554

名前も内容も知っている  
名前は知っているが内容は知らなかった  
知らなかった  
無回答

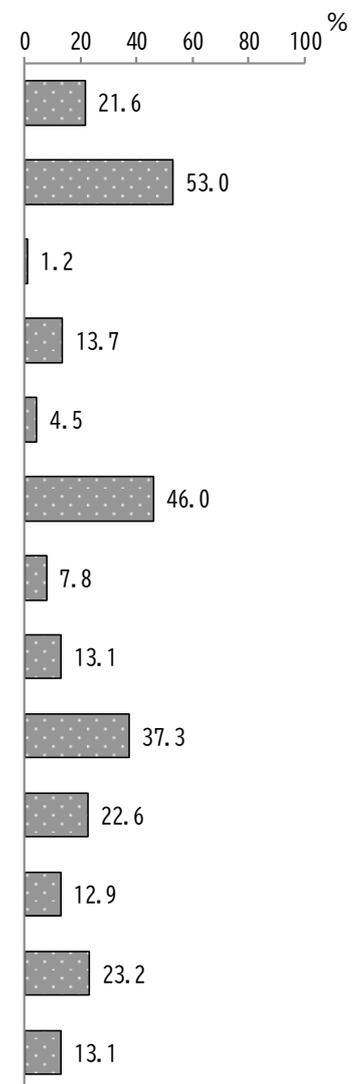


## ⑬ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（あてはまる番号に3つまで○）

「自分の考えを自由に言えること」の割合が53.0%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけられないこと」の割合が46.0%、「親や家族と一緒に安心して生活できること」の割合が37.3%となっています。

回答者数 = 1,554

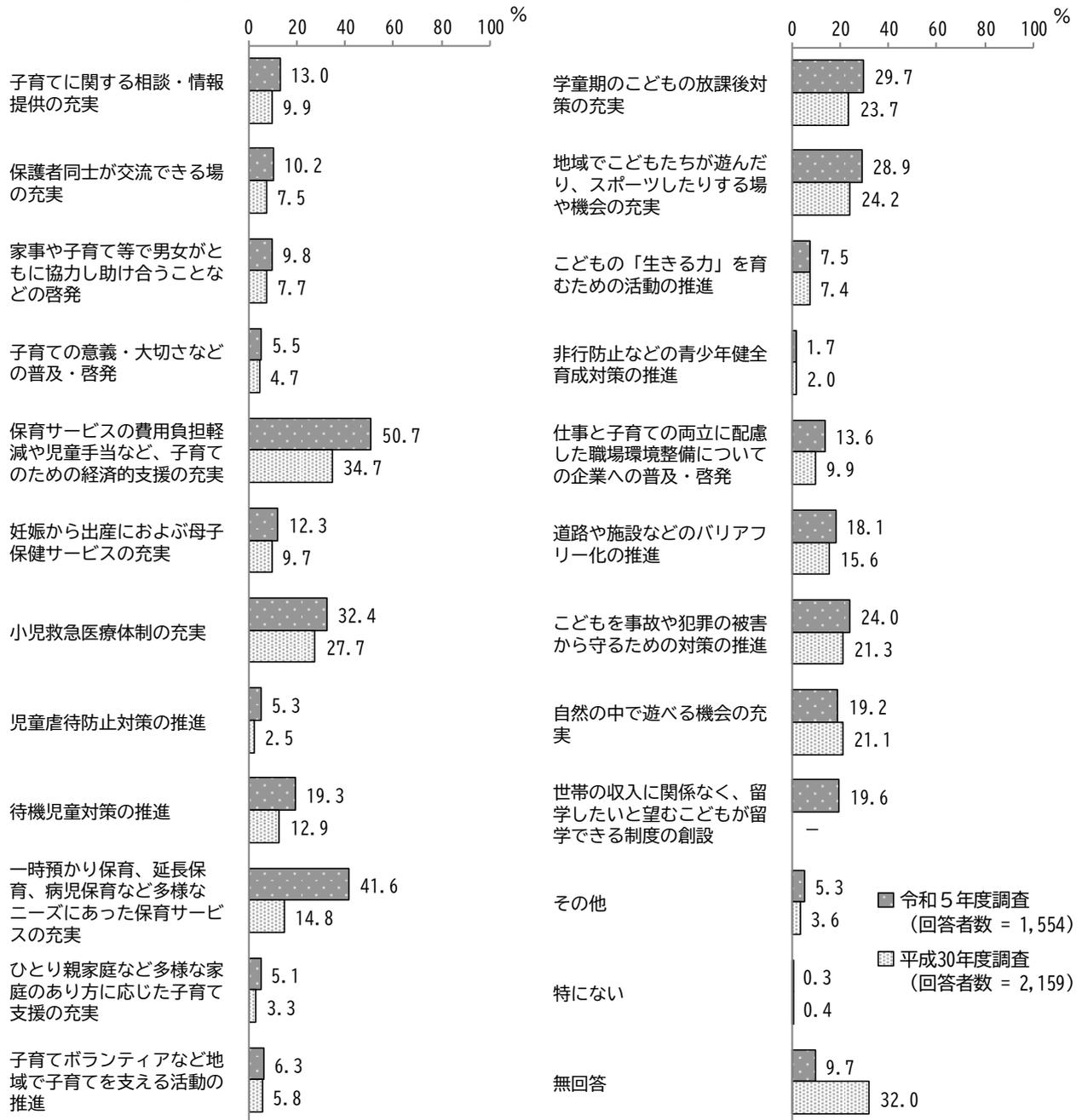
人種や性別、宗教などで差別されないこと  
自分の考えを自由に言えること  
自由な呼び掛けでグループを作り集まれること  
自分の秘密が守られること  
必要な情報を手に入れられること  
暴力や言葉で傷つけられないこと  
障がいのあるこどもが差別されないこと  
けがをした時や病気の際に治療を受けられること  
親や家族と一緒に安心して生活できること  
教育を受けたり、休んだり、遊んだりできる自由な時間をもつこと  
もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること  
住む場所や食べ物があること  
無回答



⑭ 子育て支援でもっと力をいれてほしいもの（あてはまる番号に5つまで○）

「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が50.7%と最も高く、次いで「一時預かり保育、延長保育、病児保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実」の割合が41.6%などとなっています。

平成30年度調査と比較すると、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」「待機児童対策の推進」「一時預かり保育、延長保育、病児保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実」「学童期のこどもの放課後対策の充実」の割合が増加しています。

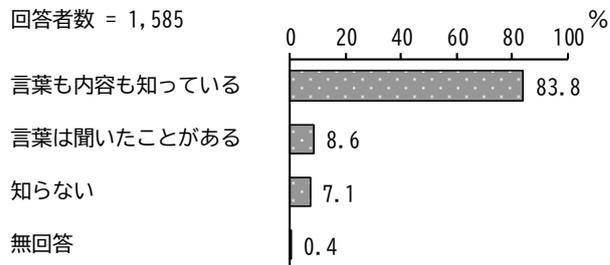


※前回調査では、「世帯の収入に関係なく、留学したいと望む子どもが留学できる制度の創設」の選択肢はありませんでした。

## (4) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査結果 (小学生から高校生等の保護者)

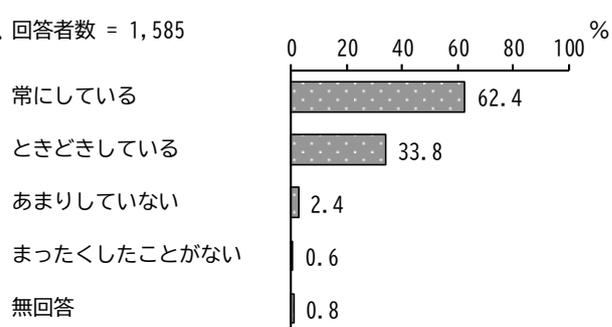
### ① ヤングケアラーという言葉を知っているか (単数回答)

「言葉も内容も知っている」の割合が 83.8% (回答者数 = 1,585) と最も高くなっています。



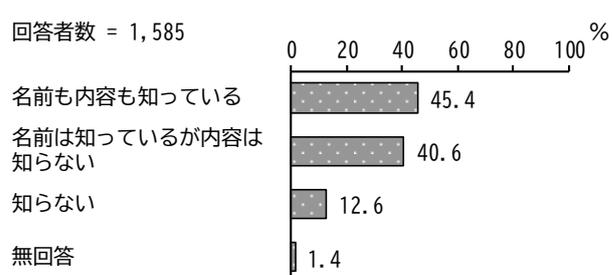
### ② こどもからの意見や要望を聞き、取り入れる意識について (単数回答)

「常にしている」の割合が 62.4% と最も高く、回答者数 = 1,585  
次いで「ときどきしている」の割合が 33.8% となっています。



### ③ 「こどもの権利」の認知度 (単数回答)

「名前も内容も知っている」の割合が 45.4% (回答者数 = 1,585) と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 40.6%、「知らない」の割合が 12.6% となっています。



#### ④ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（あてはまる番号に3つまで○）

「自分の考えを自由に言えること」の割合が54.7%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけられないこと」の割合が50.2%、「親や家族と一緒に安心して生活できること」の割合が36.2%となっています。

回答者数 = 1,585

人種や性別、宗教などで差別されないこと

自分の考えを自由に言えること

自由な呼び掛けでグループを作り集まれること

自分の秘密が守られること

必要な情報を手に入れられること

暴力や言葉で傷つけられないこと

障がいのあるこどもが差別されないこと

けがをした時や病気の時に治療を受けられること

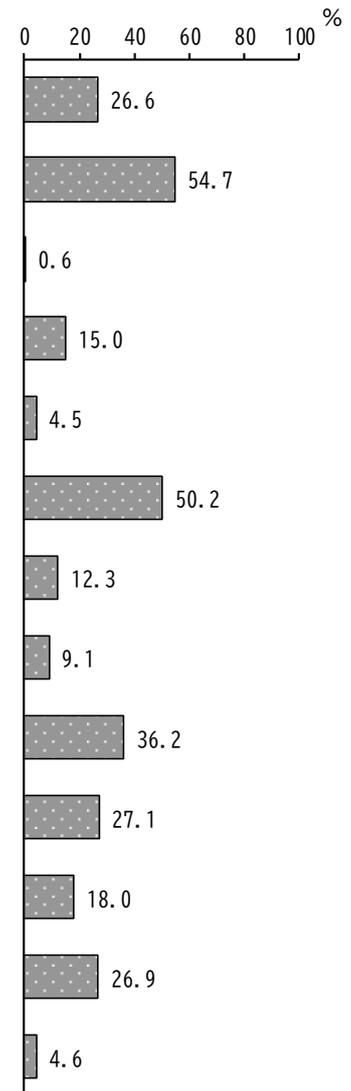
親や家族と一緒に安心して生活できること

教育を受けたり、休んだり、遊んだりできる自由な時間をもつこと

もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

住む場所や食べ物があること

無回答



#### ⑤ こどもへの暴力的な言動や行動の実施について（複数回答）

「心を傷つける言葉を言う」の割合が11.4%、回答者数 = 1,585  
たたいたり殴ったりするなどが約3%などとなっています。

「特にない」の割合は80.1%でした。

叩いたり殴ったりする

心を傷つける言葉を言う

性的に嫌なことをしたり、させたりする

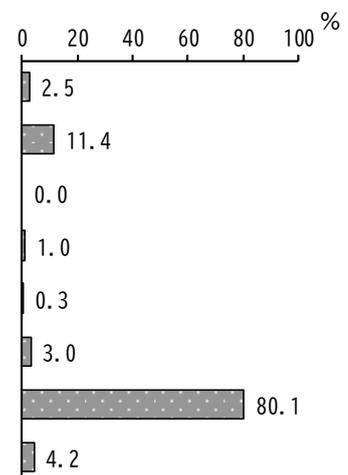
世話をしなかったり、無視したりする

こどもの前で配偶者等に暴力をふるう

その他

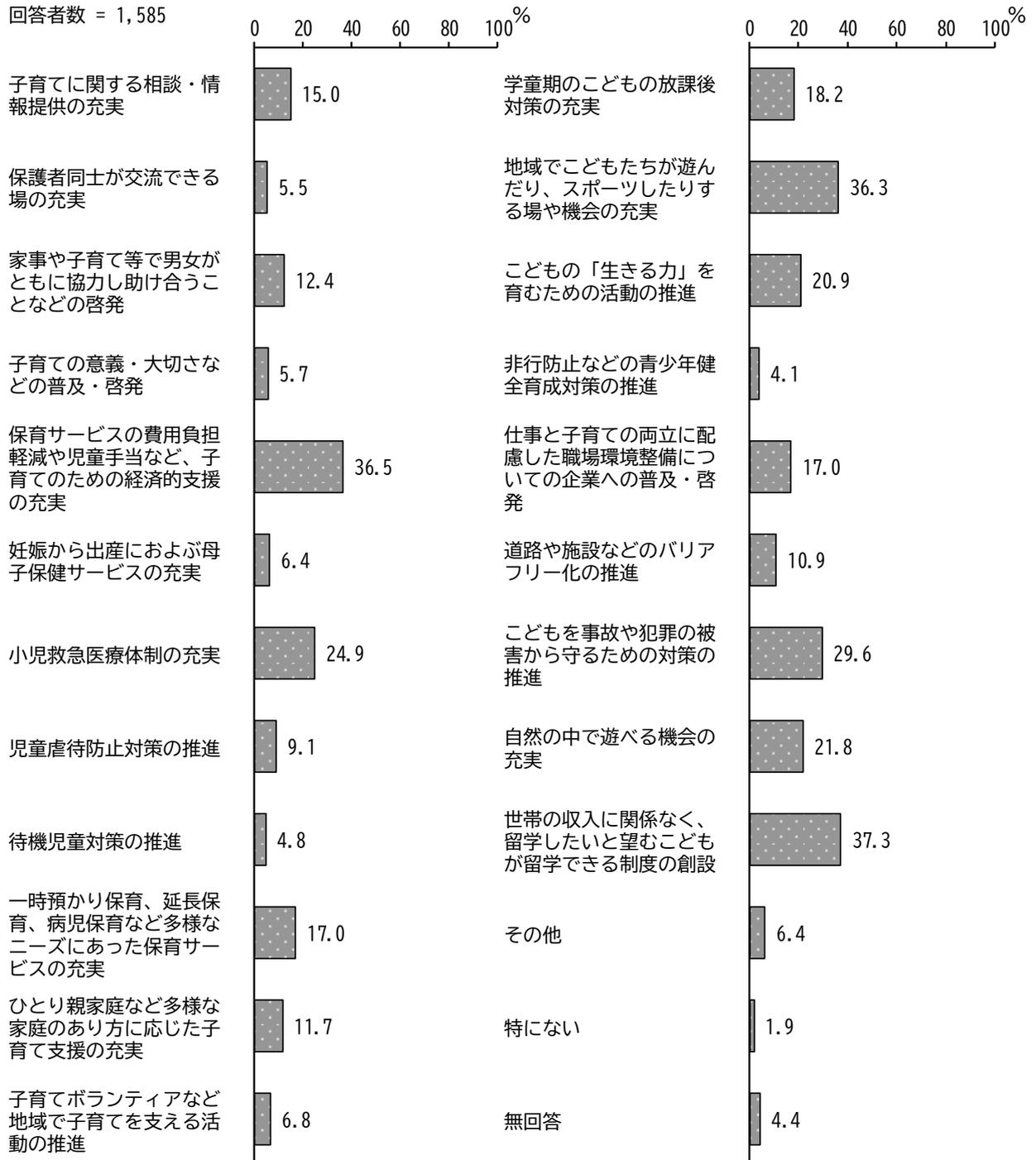
特にない

無回答



⑥ 子育て支援でもっと力をいれてほしいもの（あてはまる番号に5つまで○）

「世帯の収入に関係なく、留学したいと望むこどもが留学できる制度の創設」の割合が37.3%と最も高く、次いで「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が36.5%、「地域でこどもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」の割合が36.3%となっています。



# 第3章

## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市では、「第3次鎌倉市総合計画」において、あるべき将来都市像として、豊かな歴史的遺産と自然環境、とくに、残された緑の保全に努めることを基調に、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」としています。その将来像の実現に向けて、こども・子育ての分野では、「健やかで心豊かに暮らせるまち」を掲げ、子育てしやすいまちづくりをめざし、豊かな心をもった人間を育て、青少年が健やかに成長できる環境づくりなどを進めています。

「第1期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」では、社会全体で子育てを支えるため、地域や関係団体などとともに、海と山の美しい自然環境やゆたかな歴史的遺産など鎌倉の特性を生かしながら「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念に掲げ、子育て支援の施策を推進してきました。

「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」では、こどもの元気な声がまちにこだまし、これからこどもの生まれてくる家庭や、子育てをしている家庭に笑い声が絶えず、まちのみんながこどもたちを温かく包み込む、そのようなまちをめざし、第1期計画で掲げた基本理念を継承し、この理念を具現化するために各施策を実施してきました。

本計画でも引き続き、これまでの計画の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「第3次鎌倉市総合計画」の方針を踏まえ、「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念とします。

### 【 基 本 理 念 】

**こどもが健やかに育つまち  
子育ての喜びが実感できるまち  
子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉**

## 2 計画の視点

鎌倉市では、これまで平成 27（2015）年 3 月に「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を、令和 2（2020）年 3 月に「第 2 期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を策定し、こどもの健やかな成長、子育ての支援のための施策を推進してきました。

### 【SDGs 未来都市】

本市は平成 30（2018）年に「SDGs 未来都市」に選定され、「鎌倉市 SDGs 未来都市計画」を策定しました。2030 年のあるべき姿の一つとして、「共生・共創社会の実現（社会）」を掲げており、SDGs の理念を活かした取組を行っています。

#### ※SDGs とは

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015 年 9 月の国連サミットで採択され、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた、世界共通の 17 の目標です。



## 【子育て支援に特に関連する SDGs のゴール】



妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を充実するとともに、多様な子育てニーズやライフステージに合わせた支援を通じ、すべての子育て家庭が安全で安心して子育てできる環境の整備を進めます。関係機関との連携体制の構築や支援施策を充実し、児童虐待を未然に防止します。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の機会の確保や、保育施設、親子の居場所、児童の放課後等の居場所など、子育て関連等施設の充実に取り組みます。

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画において SDGs の達成に向けた取組の方向性を提示しているため、本計画についても取組との整合を図ります。

## 【鎌倉市共生社会の実現を目指す条例】

本市では、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことができる社会を実現することを目的として、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、平成31年（2019年）4月1日から施行しました。

### （基本理念）

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

### （基本的施策）

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに

当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。

イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。

イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。

(3) 市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。

(4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。

イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。

(5) 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

本条例は、鎌倉市の目指す共生社会の実現に向けた取組についての基本理念、行政の責務、市民及び事業者の役割を明確にし、基本的施策を定めることで、市全体の取組の土台となる共通認識になるよう位置づけています。

## 【子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例】

本市では、恵まれた環境を生かして、さらにこどもが大切にされ、育っていけるように、地域社会のすべての人がその役割を果たし、こどもを総合的に支援するため、「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」にて次のような基本理念を掲げています。

- (1) 子どもが、障害の有無、性別、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめなどを受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、子どもが一人の人間として尊重されること。
- (2) 子どもが、心身の健やかな成長を阻害されることがないように、子どもの最善の利益を追求し、虐待や育児放棄を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。
- (3) 子どもが、成長の段階に応じた学びや生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けられること。又、子どもが、何を思い感じながら行動、活動しているのか理解され、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。
- (4) 子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

また、こども基本法に基づく「こども大綱」においても、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守ることを重視し、次のような基本的な方針が盛り込まれています。(一部抜粋)

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

引き続き計画的に子育て支援施策を推進するため、以上のような視点を踏まえ、「鎌倉市こども計画(第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン)」を策定し、こども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

### 3 計画の体系

## 本計画における体系について

これまで「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」では基本理念をもとに設定した基本目標をもとに施策体系を整備してきました。

しかし、本計画では、「主体」となる子ども・若者や子育て当事者の視点に立ってわかりやすく施策を示すため、子ども大綱の体系をもとに、次の観点で施策体系を整備します。

#### (1) ライフステージに共通した取組を支援します

全ての市民に対して、子ども・若者の権利について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、子どもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれの特性に合わせて、子ども・若者やその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災対策など、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。

#### (2) ライフステージ別取組を推進します

子どものウェルビーイングの向上に向けて、ライフステージに応じて子どもの教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組みます。また、子どもの自主性・社会性の育成や子どもの放課後の居場所づくり、困難を抱える若者への支援など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

#### (3) 子育て当事者への支援の取組を推進します

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

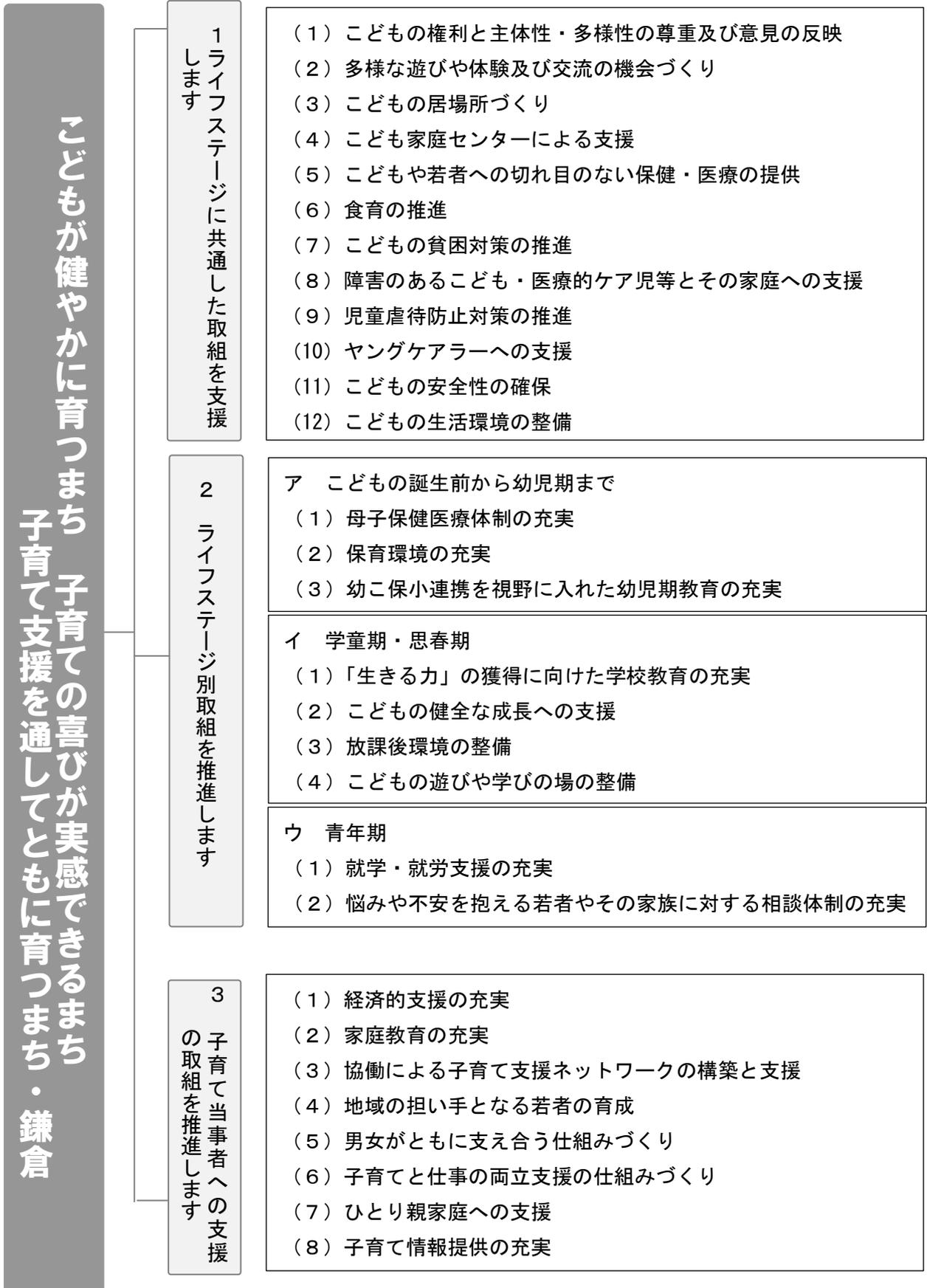
また、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

# 体系図

[ 基本理念 ]

[ 観点 ]

[ 主要施策（案） ]





## 施策の展開

<本計画における考え方>

体系図に記載した主要施策ごとに、「現状（アンケートで寄せられた意見を含む）」「課題」等を示し、具体的な事業を提示する予定です。

# 第5章

## 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込み（事業のニーズ量）と確保方策（事業の提供体制）

### 1 提供区域の設定

#### (1) 幼児期の教育・保育事業

- ① 教育・保育事業提供区域  
 行政区域である、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域を「教育・保育事業を提供する区域」として定めています。



② 教育・保育提供区域を定める事業

教育・保育提供区域を定める事業は次のとおりです。

教育事業	施設	幼稚園	幼稚園教育要領に基づいた幼児期の教育を行う施設
		認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
	利用対象者	1号認定児(教育)	子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望
		2号認定児(教育)	子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望※
保育事業	施設・事業	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わり保育所保育指針に基づいた保育や教育を行う施設
		認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
		地域型保育事業	少人数の単位で 0～2 歳の子どもを預かる事業（小規模保育事業、家庭的保育事業など）
	利用対象者	2号認定児	子どもが満3歳以上で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要
		3号認定児	子どもが満3歳未満で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要

※通常教育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

全市的に行う事業であることなどから、基本的に区域分けは行わず、1区域として設定しました。ただし、放課後児童クラブ（子どもの家）については、児童が学校から施設まで自力で行く必要があり、各学区内での体制整備が求められるため、提供区域を小学校区域である16区域に設定しています。

### 2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

令和6年（2024年）2月に実施したニーズ調査をもとに、各事業の量の見込み<sup>1</sup>を算出します。なお、各事業の量の見込みは、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』、『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』に基づき算出しますが、算出されたニーズと実際の利用状況に乖離があった事業については補正を行う予定です。

### 3 目標人口

#### <本計画における考え方>

本市企画課が新たな鎌倉市総合計画策定に向けて実施した人口推計調査の結果をベースとして、次の算出方法により計画期間における0歳から11歳までの年齢別の人口を算定します。

要素	算出方法
自然増減（出生）	国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)が算出した仮定値(社人研が令和5年(2023年)12月に公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」で用いた値)を用いました。
自然増減（死亡）	社人研が算定した仮定値を用いました。
社会増減（移動率）	社人研が算定した仮定値を用いました。
開発インパクト	深沢地域整備事業区域内・中外製薬鎌倉研究所跡地

<sup>1</sup> ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

## 4 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

<本計画における考え方>

年齢・地域ごとに教育事業（認定こども園及び幼稚園）及び保育事業（認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業）の見込み量を算定し、その後見込み量に対する確保方策を検討します。

なお、現行プランでは1・2歳児を合算して記載していますが、本計画においては年齢ごとに分けて記載する予定です。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込み（事業のニーズ量）を設定し、各年度における確保方策（事業の提供体制）の内容と実施時期を定めます。なお、地域子ども・子育て支援事業は、計画最終年度の令和11年度までに全ての量の見込みに対する確保方策を整備する必要があります。

### <本計画における考え方>

次の対象事業について、見込み量を算定やその後見込み量に対する確保方策を検討します。

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- (3) 妊婦健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ及びトワイライト）
- (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター（就学児対象））
- (8) 一時預かり事業  
（幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした預かり保育及び保育所等）
- (9) 延長保育事業
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 放課後児童健全育成事業（放課後かまくらっ子）
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (14) 子育て世帯訪問支援事業 ☆
- (15) 児童育成支援拠点事業 ☆
- (16) 親子関係形成支援事業 ☆
- (17) 妊婦等包括相談支援事業 ★
- (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）★
- (19) 産後ケア事業 ★

☆ 児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により位置付けられた事業

★ 子ども・子育て支援法改正（令和7年4月1日施行予定）により位置付けられた事業